



第3次久喜市 男女共同参画行動計画

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度



久喜市
K U K I

ごあいさつ



このたび、「第3次久喜市男女共同参画行動計画」を策定いたしました。久喜市男女共同参画審議会において幅広い観点から熱心にご議論いただき、令和3年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、市民の皆様から貴重なご意見をお寄せいただきました。策定にあたりご協力くださいました皆様に、心からお礼申し上げます。

現在、国では、第5次男女共同参画基本計画に基づき、あらゆる分野における女性の参画推進に向けた様々な取組みが進められておりますが、固定的な性別役割分担意識は依然として存在し、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、ドメスティック・バイオレンスの増加や、女性の雇用・所得への影響などが顕在化しております。

今回の計画では、現状の課題や社会情勢の変化に対応するため、「目指す姿」として、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」や、「あらゆる分野で男女が活躍できる環境の整備」のほか、「すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくり」を掲げ、目標である「男女がいきいきと活躍できる社会の実現」に向けた施策の体系を整えました。この計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを一層推進してまいります。

誰もが自分らしい生き方を選択して活躍できる社会の実現のために、行政機関だけでなく、事業者や企業の皆様と連携し各施策の推進を図ってまいりますので、市民の皆様をはじめ、関係者の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和5年3月

久喜市長

梅田修一

もくじ

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 計画策定の背景	4
5 男女共同参画をめぐる久喜市の状況	7
6 アンケート調査結果からみる現状	12
7 第2次久喜市男女共同参画行動計画の取組みと今後の課題	23

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	26
2 計画の基本的な視点	27
3 計画の目標	29
4 目指す姿	29
5 計画の体系	30
6 重点施策	32
I-2 男女共同参画推進のための啓発活動と男女平等教育の充実	32
II-2 仕事と家庭の両立支援の推進	32
III-5 相談・支援体制の充実	33
7 目標数値	34

第3章 計画の内容

目指す姿 I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	36
施策の柱 I-1 多様性を認め合う人権擁護の推進	37
施策の柱 I-2 男女共同参画推進のための啓発活動と男女平等教育の充実	39
施策の柱 I-3 男女共同参画に関する国際理解の推進	43
目指す姿 II あらゆる分野で男女が活躍できる環境の整備	44
施策の柱 II-1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	46
施策の柱 II-2 仕事と家庭の両立支援の推進	49
施策の柱 II-3 働きやすい職場環境づくり	56
施策の柱 II-4 男女が共に担う地域社会づくりの推進	60

目指す姿Ⅲ すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくり	61
施策の柱Ⅲ－1 生涯を通じた健康支援	62
施策の柱Ⅲ－2 生活上の困難に対する支援	65
施策の柱Ⅲ－3 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	68
施策の柱Ⅲ－4 性別によるあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進	69
施策の柱Ⅲ－5 相談・支援体制の充実	72

第4章 計画の推進体制

1 本市の推進体制の充実	76
--------------------	----

資料編

1 策定の経過	80
2 久喜市男女共同参画審議会委員名簿	81
3 諮問	82
4 答申	82
5 男女共同参画に関する国内外の動き	83
6 久喜市男女共同参画を推進する条例	89
7 久喜市男女共同参画を推進する条例施行規則	91
8 久喜市SDGs取組方針	92
9 関係法令	94
男女共同参画社会基本法	94
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	97
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	104
10 用語集	111

第 1 章

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では、「男女共同参画社会基本法*」に基づき、平成22（2010）年9月に「久喜市男女共同参画を推進する条例」を制定し、男女が互いを認め合い、共にいきいきと個性と能力を発揮し、自らの意思によりあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会*の実現に向けて、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進してきました。また、平成30（2018）年3月には、第2次久喜市男女共同参画行動計画を策定し、行政だけでなく、市民、事業者との協働により、男女共同参画の推進に関する様々な取組みを進めてきました。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される固定的性別役割分担意識*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）*などから、女性の社会参画やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*の進展が十分でない状況があり、仕事と家庭や地域生活を両立させるための環境の整備などが一層求められています。

また、重大な人権侵害である性別による暴力などの問題や、近年増加している自然災害に対する防災対策に男女共同参画の視点を取り入れることなど、引き続き取り組むべき課題に加え、LGBTQ+（プラス）*と呼ばれる性的少数者を含む多様な性のあり方への正しい理解やその人権の尊重など、新たな取組みが求められています。

さらに、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した、女性に対する暴力の増加や就労環境の悪化、子育てや介護の負担の増加など、特に女性が大きな影響を受けており、男女共同参画社会の実現に向けた取組みをより一層充実させる必要があります。

このような状況の中、本市では、現行の「第2次久喜市男女共同参画行動計画」の計画期間が令和4（2022）年度で終了することに伴い、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、男女共同参画の推進における新たな課題や社会情勢の変化に対応するため、誰もが活躍できる持続可能な社会づくりに向けて、「第3次久喜市男女共同参画行動計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画の位置付けは次のとおりとします。

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 「久喜市男女共同参画を推進する条例」第9条に基づいた基本計画です。
- (3) 「第2次久喜市総合振興計画」の分野別計画として、「第2次久喜市総合振興計画」や他分野の関連計画との整合性を図った計画です。
- (4) 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び埼玉県「埼玉県男女共同参画基本計画」の内容を踏まえた計画です。
- (5) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*（以下、「DV防止法」という。）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。
- (6) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*（以下、「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。
- (7) 「久喜市SDGs取組方針」に基づき、「ゴール5 ジェンダー*平等の実現」を推進する計画です。

3 計画の期間

上位計画である「第2次久喜市総合振興計画」の前期基本計画の計画期間とあわせ、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

ただし、この間、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを行うこととします。

■計画期間

	年 度					
	令和	5	6	7	8	9
	西暦	2023	2024	2025	2026	2027
久喜市総合振興計画	第2次計画 基本構想（10か年）					
	前期基本計画（5か年）					
久喜市男女共同参画行動計画	第3次計画（5か年）					

4 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合（以下、「国連」という。）は、昭和50（1975）年を「国際婦人年*」と定め、昭和51（1976）年から昭和60（1985）年までの10年間を「国連婦人の十年*」とし、女性の地位向上に向けた取組みを進めてきました。

平成7（1995）年には、第4回世界女性会議*が北京で開催され、21世紀に向けた女性の地位向上の指針である「北京宣言及び行動綱領*」が採択されました。この「行動綱領」では、女性と貧困、女性に対する暴力など、12の重大な問題に対して戦略的目標とそれに対する行動を掲げ、世界の女性のエンパワーメント*（力をつけること）に関することが採択されました。また、この会議で、初めて女性への暴力と貧困の問題が取り上げられました。

また、平成24（2012）年には、第56回国連婦人の地位委員会*がニューヨークの国連本部で開催され、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議が採択されました。この決議は、東日本大震災から1年になるにあたり、防災、災害対応、復旧復興のすべての段階における女性の参画や、女性のニーズへの配慮を求めること等を内容として、自然災害と女性に関する様々な課題について、震災の経験や教訓を各国で共有し、国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組みを促進することを目指したものです。

平成27（2015）年には、第4回世界女性会議（北京会議）から20年目を迎え、第59回国連婦人の地位委員会（通称：北京+20）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議」成果文書の実施状況及び評価等を実施し、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」等が採択されました。

また、同年には「国連持続可能な開発サミット」が国連本部で開催され、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い世界を目指す国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）*」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」が採択されました。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成されており、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」では、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを図る」となっており、本計画や男女共同参画の取組みにも深い関連があります。

令和2（2020）年には、第64回国連女性の地位委員会（通称：北京+25）がニューヨークの国連本部で開催され、「第4回世界女性会議25周年における政治宣言」が採択されました。

(2) 国の動き

世界の動きを受け、国では、平成11（1999）年に、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るため、「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12（2000）年には、同法に基づく「男女共同参画基本計画*」が策定されました。

また、平成13（2001）年には、「DV防止法」が制定されました。平成25（2013）年の改正では、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」にもこの法律が準用されることとなり、適用対象の拡大が図られました。令和元（2019）年6月には、児童虐待防止対策と配偶者からの暴力*の被害者保護対策の強化を図るため、関係機関として「児童相談所」を規定し、DV被害の保護の対象に、同伴する家族も含めることとする法改正が行われました。

平成27（2015）年には、「女性活躍推進法」が制定され、国や地方公共団体、民間企業等に女性活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定や、女性の活躍に関する情報の公開が義務付けられました。また、令和元（2019）年5月には、一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大されるなどの法律の改正が行われました。

平成30（2018）年には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。

令和2（2020）年には、「男女共同参画社会の実現に向けて取組みを進めることは、『男女』にとどまらず、年齢、国籍、性的指向・性自認に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会*の実現にもつながるものである」とする観点を踏まえ、令和の時代を切り拓き、「新しい日常」の基盤となることを目指して、「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 埼玉県の動き

埼玉県では、国の動きを受け、全国に先駆けて、平成12（2000）年に「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定され、平成14（2002）年に、条例に基づく計画として「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」が策定されました。

また、同年、男女共同参画社会の実現に向けた県の施策を実施するとともに、県民及び市町村による男女共同参画の取組みを支援するための総合的な県の拠点施設として、「埼玉県男女共同参画推進センター（With Youさいたま）」が開設されました。

令和4（2022）年には、男女共同参画をめぐる世界の動向や国の「第5次男

第1章 計画の策定にあたって

女共同参画基本計画」などを踏まえ、「埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）」が策定されました。また同年、「DV防止法」に基づき、県のDV対策に関する施策を推進するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」が策定されました。

（4）久喜市の取組み

本市は、平成22（2010）年3月に、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の合併によって誕生しました。合併後の平成22（2010）年9月には、将来にわたって豊かで活力あるまちにするため、男女共同参画の推進に関する新市の基本的施策について定めた「久喜市男女共同参画を推進する条例」を制定しました。また、平成24（2012）年には、「久喜市男女共同参画行動計画（第1次）”女（ひと）と男（ひと）ともに輝く共生プラン“」を策定しました。さらに、社会情勢の変化や新たな課題に対応するために、平成30（2018）年には「第2次久喜市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画の推進に関する様々な施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

平成27（2015）年には特定事業主行動計画（前期計画）を策定し、職員が安心とゆとりをもって子育てができる職場環境の実現に向けて取組みを進めてきましたが、同年に女性活躍推進法が成立したことを受け、平成28（2016）年3月には、特定事業主行動計画を「久喜市職員子育て応援・女性職員活躍推進プラン」と改定し、職員の仕事と生活の両立及び女性の活躍推進に一体的かつ総合的に取り組むこととしました。令和2（2020）年に策定した後期計画では、職員が仕事と子育てを両立し、個々の個性と能力を十分に発揮できる職場環境の整備とハラスメント対策の強化を図ることとしています。

令和3（2021）年10月には、性の多様性を尊重し、性的少数者の方々の生きづらさの解消を図るため、「久喜市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握するため、令和3（2021）年9月に市内全中学校3年生を対象とした「中学生アンケート調査」、令和3（2021）年10月に「男女共同参画に関する市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）」を実施しました。この調査結果や国の「第5次男女共同参画基本計画」及び埼玉県の「埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）」を踏まえ、令和5（2023）年3月に「第3次久喜市男女共同参画行動計画」を策定しました。

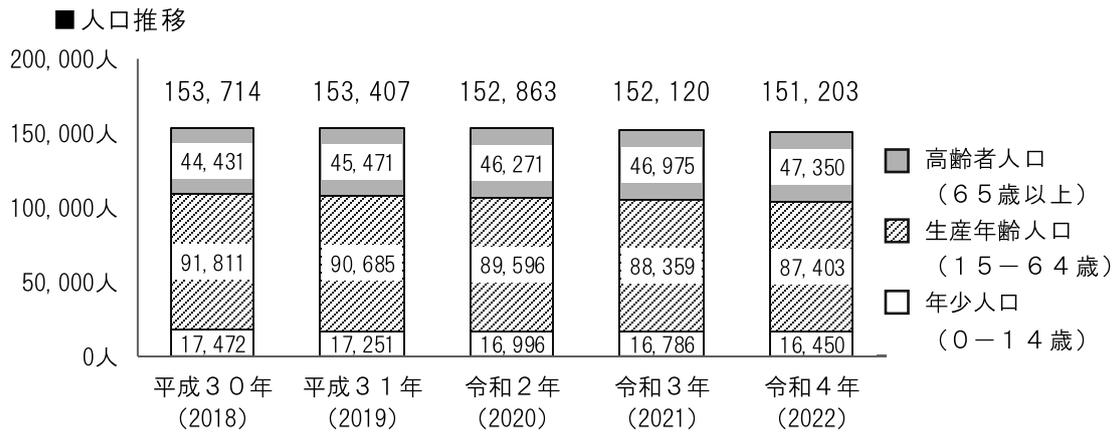
5 男女共同参画をめぐる久喜市の状況

(1) 人口推移

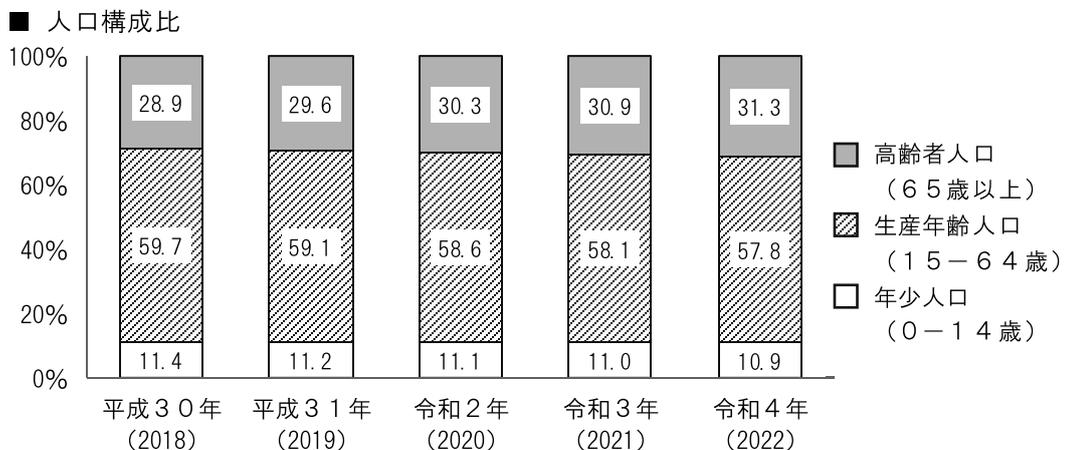
本市の総人口は、減少傾向にあります。年齢3区分で見ると、高齢者人口は年々増加しており、令和4（2022）年には47,350人で、平成30（2018）年から6.6%（2,919人）増となっています。

一方で、年少人口と生産年齢人口は年々減少しており、平成30（2018）年から令和4（2022）年の増減をみると、年少人口は5.8%（1,022人）減、生産年齢人口は4.8%（4,408人）減となっています。

人口構成比をみても、平成30（2018）年から令和4（2022）年にかけて、生産年齢人口の割合は59.7%から57.8%に減少し、高齢者人口割合（高齢化率）は、28.9%から31.3%に増加しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



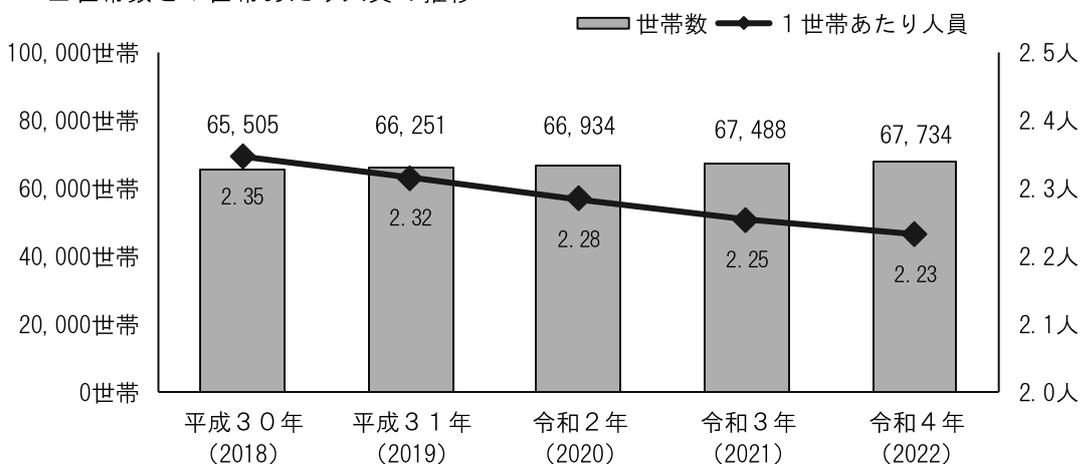
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

本市の世帯数は年々増加しており、令和4（2022）年は67,734世帯で、平成30（2018）年から3.4%（2,229世帯）増となっています。

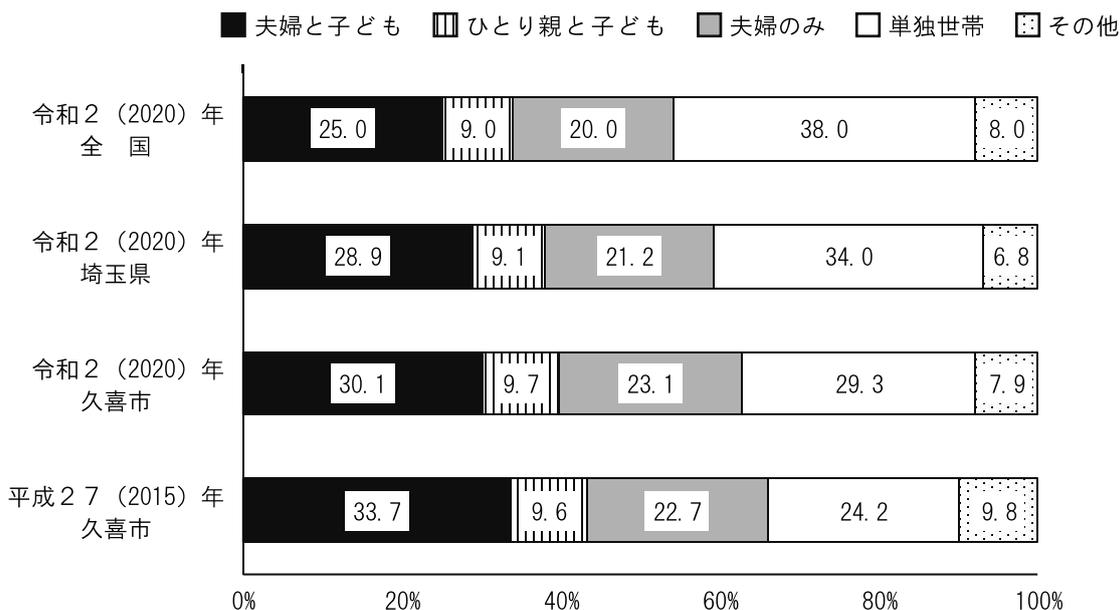
一方、1世帯あたりの人員は、令和4（2022）年は2.23人と、平成30（2018）年の2.35人から年々減少しています。また、本市の世帯構造の状況は、平成27（2015）年と令和2（2020）年と比較すると、「夫婦と子ども」世帯の割合は減少し、「ひとり親と子ども」、「夫婦のみ」、「単独」世帯の割合は増加しています。特に「単独」世帯で、平成27（2015）年と令和2（2020）年と比較すると、5.1ポイントと最も増加しています。

■世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■世帯構造の状況



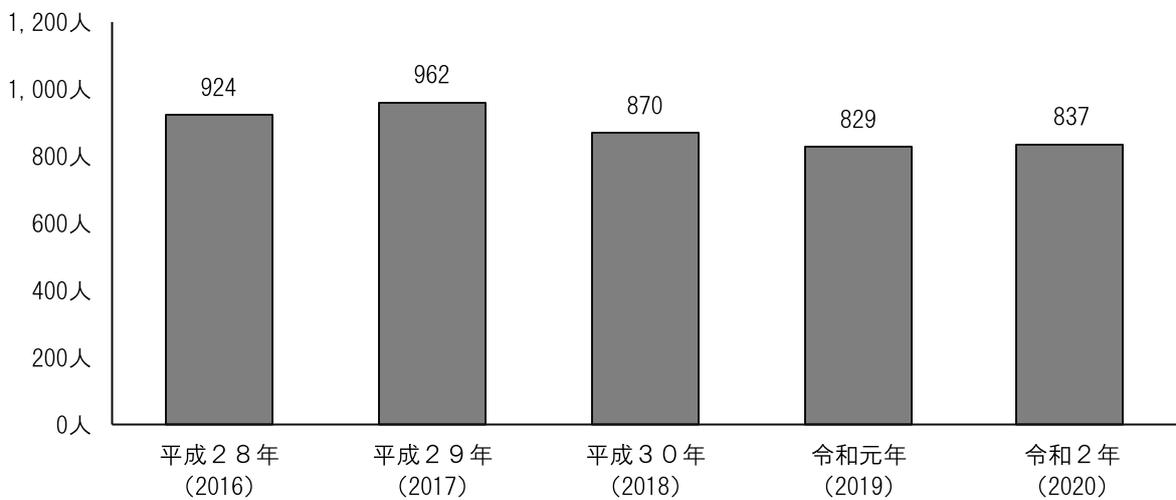
資料：平成27年、令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

(3) 出生の状況

本市の出生数の推移をみると、わずかな増減はあるものの、令和2(2020)年は837人で、平成28(2016)年から9.4%(87人)減となっています。

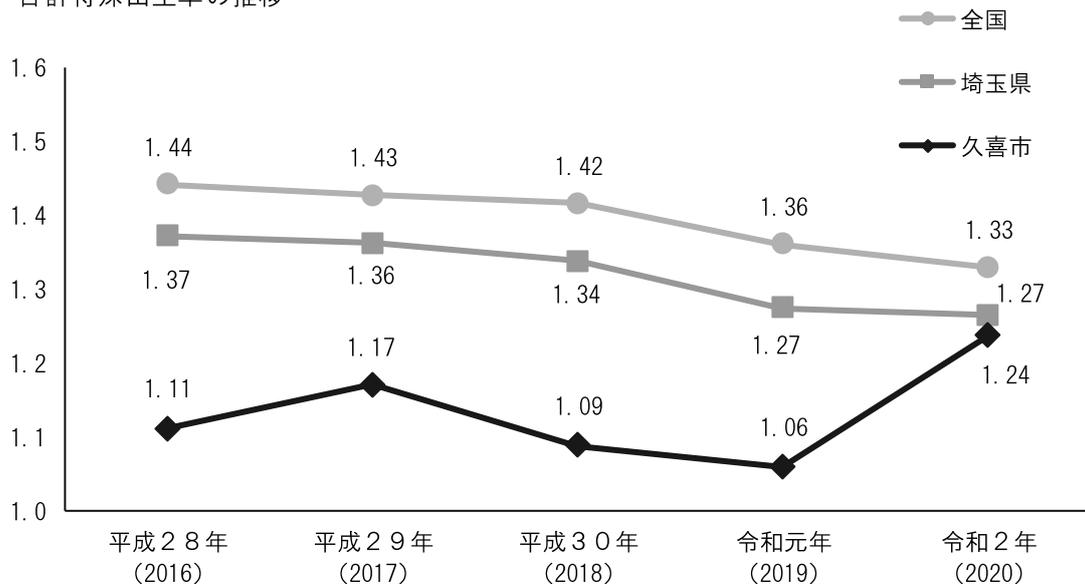
合計特殊出生率*の推移をみると、国及び埼玉県は減少で推移しているのに対し、本市では国及び埼玉県よりも下回っているものの、令和2(2020)年は、平成28(2016)年と比較すると、0.13ポイント増加しています。

■ 出生数の推移



資料：埼玉県 合計特殊出生率の年次推移(保健所・市町村別)

■ 合計特殊出生率の推移



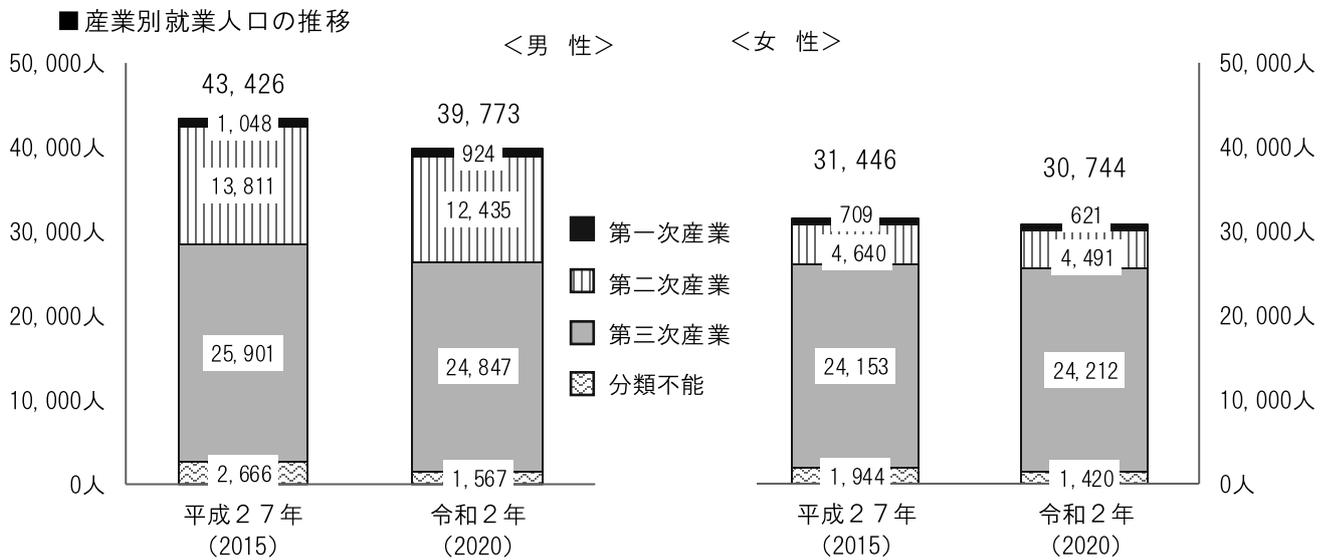
資料：埼玉県 合計特殊出生率の年次推移(保健所・市町村別)

(4) 就労の状況

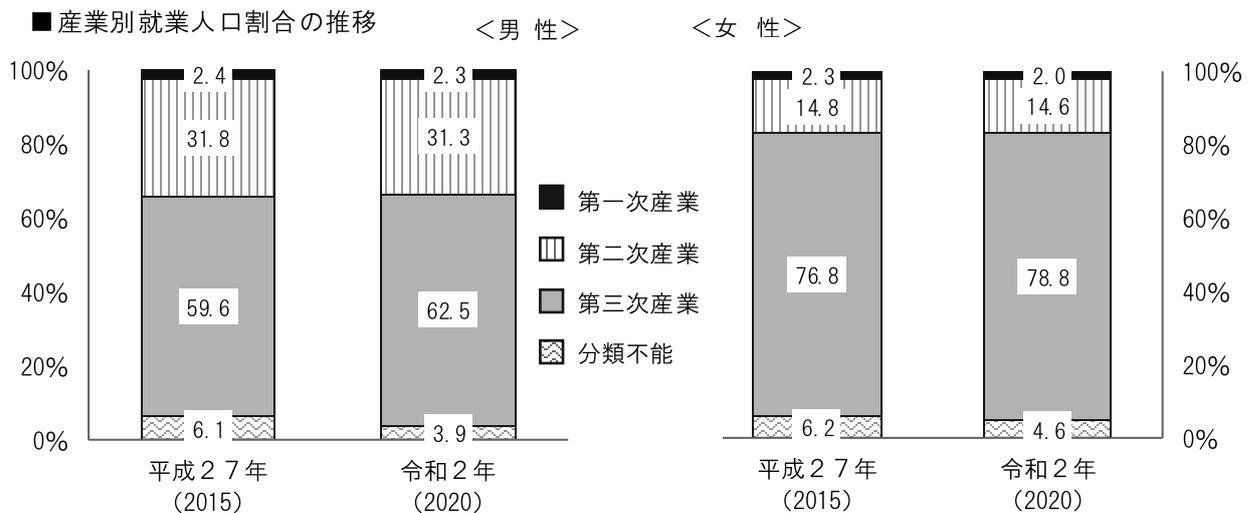
本市の産業別就業人口の推移は、平成27(2015)年と令和2(2020)年を比較すると、男性8.4%(3,653人)減、女性2.2%(702人)減となっています。

産業別就業人口割合の推移をみると、男女とも第三次産業の割合が増えています。また、男性は第二次産業の割合が女性より高く、女性は第三次産業の割合が男性よりも高くなっています。

第一次産業…農業、水産業、林業など
 第二次産業…製造業、鉱業、建設業など
 第三次産業…情報通信業、卸売業、小売業、金融・保険業、不動産業など



資料：平成27年、令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

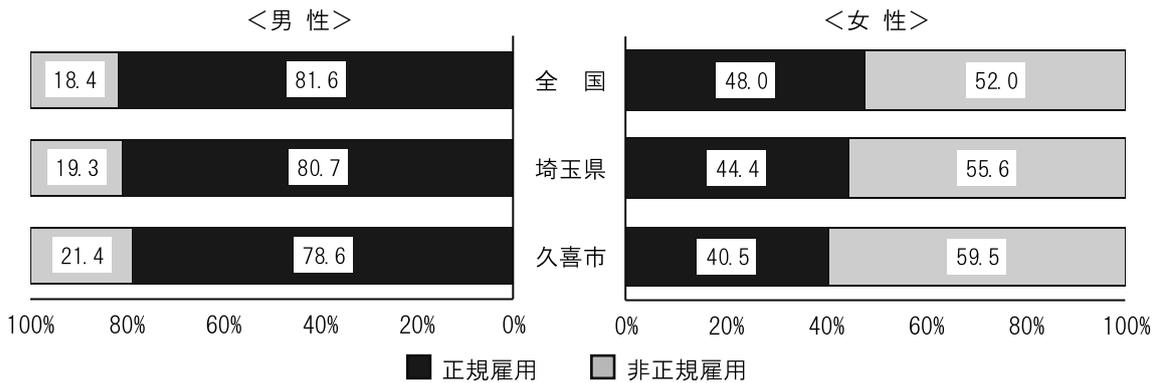


資料：平成27年、令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

令和2（2020）年の就業者の雇用形態をみると、男性の正規雇用の割合は、全国・埼玉県で80%以上、本市では78.6%となっています。一方で、女性の正規雇用の割合は、全国・埼玉県・本市ともに40%台となっており、男性に比べ女性の正規雇用の割合が低くなっています。

また、本市においては、正規雇用の割合が男女ともに全国・埼玉県よりも低くなっています。

■ 就業者の男女別雇用形態



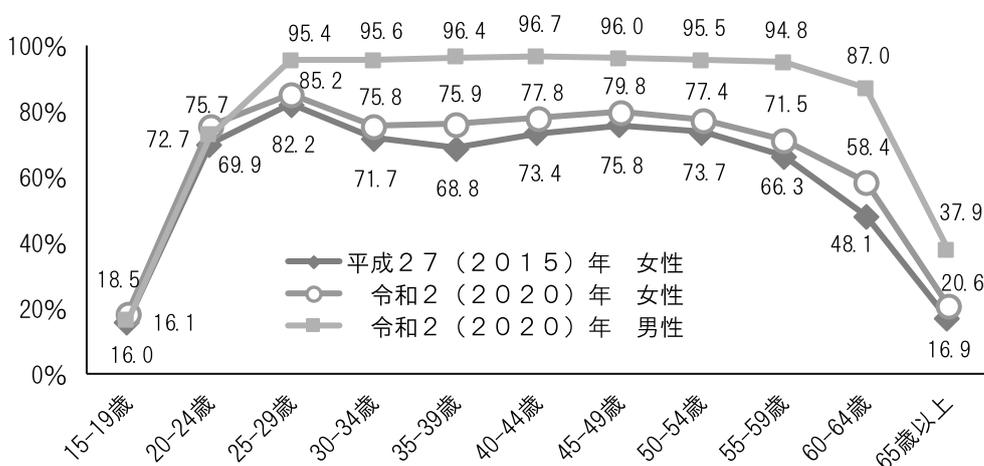
資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

（5）女性の労働力率の状況

女性の年齢階級別労働力率は、全国的に出産・子育て期にあたる30歳代で大きく低下し、M字カーブ*を描く特徴があり、本市においても同様の傾向があります。

平成27（2015）年と令和2（2020）年を比較すると、女性の労働力率はすべての年代で上昇しています。特に、M字カーブの底となっていた35-39歳では、平成27（2015）年68.8%から令和2（2020）年75.9%と、7.1ポイント上昇しています。カーブの底が浅くなりM字の状態が解消されつつあります。

■ 女性の年齢階級別労働力率



資料：平成27年、令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

6 アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査概要

「第2次久喜市男女共同参画行動計画」の計画期間が令和4（2022）年度に終了となるため、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間を計画期間とする、「第3次久喜市男女共同参画行動計画」の策定にあたり、市民の考えや意見を把握し、計画に活かしていくために、令和3（2021）年度に市民意識調査及び中学生アンケート調査を実施しました。

■ 調査概要

	市民意識調査	中学生アンケート調査
調査対象	18歳以上の市民	市内全中学校第3学年
抽出方法	令和3年9月1日時点の住民基本台帳登録者から無作為抽出	全員
調査方法	調査票を郵送し、回答票の返送またはインターネットによる回答	アンケートURLを配布し、生徒が各自のタブレット端末から回答
調査期間	令和3年10月1日～10月22日	令和3年9月1日～10月6日
調査対象者数(a)	2,000人 (男女各1,000人)	1,049人
有効回答者数(b)	869人(女性:463人 男性:366人 その他(または答えたくない):21人 性別無回答:19人)	1,049人(女性:488人 男性:536人 その他(または答えたくない):25人)
有効回答率(b/a)	43.5%	100.0%

- ※本計画に掲載した市民意識調査及び中学生アンケート調査結果について
- 調査結果の数値は回答率「%」で表記しています。ただし、経年変化等の母数が異なるものを比較する場合は、割合の差「ポイント」で表記しています。
 - 回答率は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
 - 複数回答可の質問では、母数に対する回答率のため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります。
 - 本文及びグラフでは、できるだけアンケート調査票の表現をそのまま用いていますが、スペース等の関係から一部省略した表現としている箇所があります。
 - グラフは、「久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」及び「男女共同参画に関する中学生アンケート調査結果」を基に作成または抜粋しています。

(2) 男女の地位の平等感

男女の地位の平等感について、「③学校教育の場」では、「平等になっている」と回答した割合が全体では64.2%で、平成28(2016)年の調査から1.1ポイント増加しています。

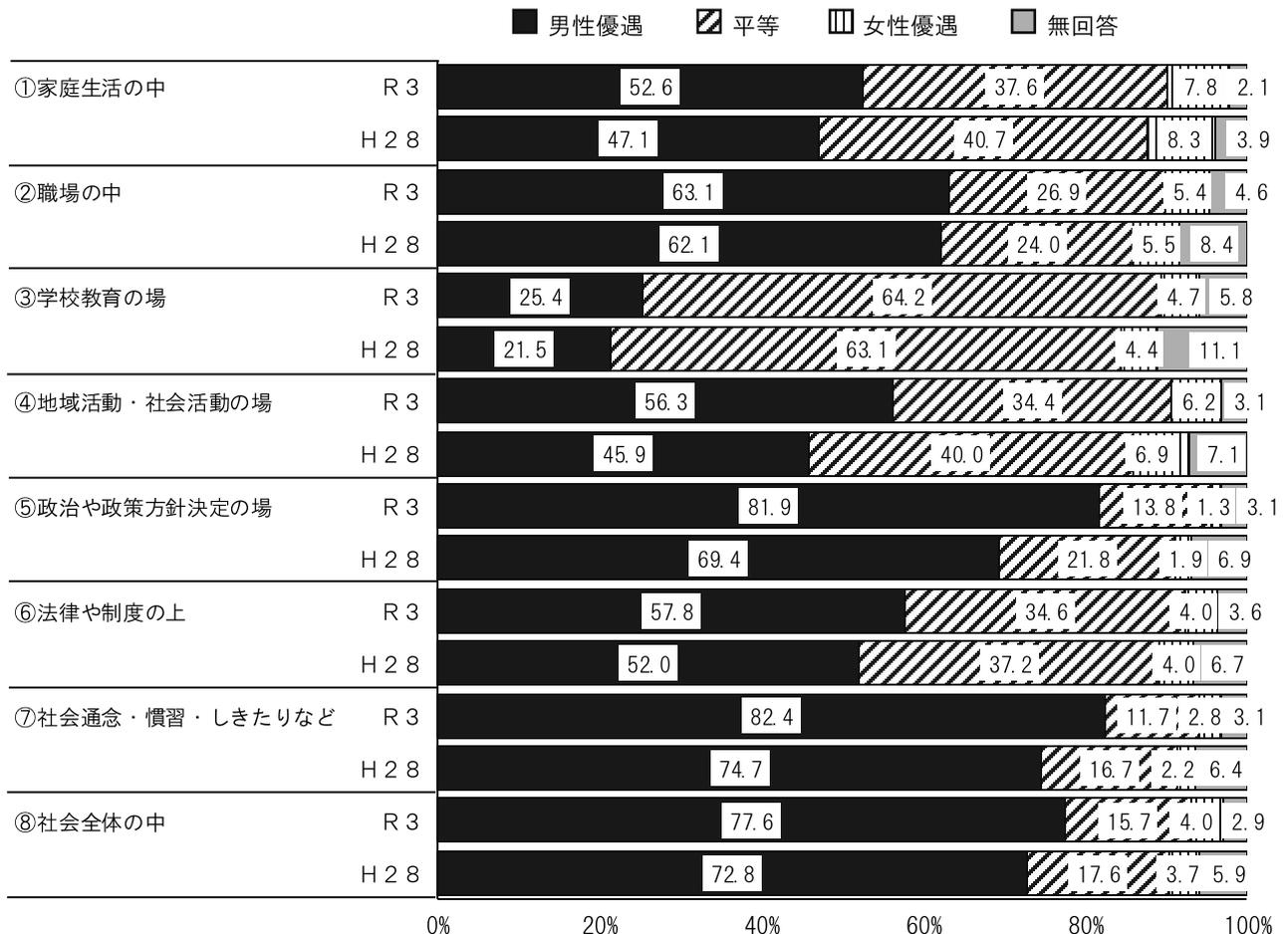
一方、「②職場の中」や「⑤政治や政策方針決定の場」、「⑦社会通念・慣習・しきたりなど」、「⑧社会全体の中」では、平成28(2016)年の調査結果と同様に、過半数以上が「男性の方が優遇されている」と回答しています。

性別でみると、「①家庭生活の中」、「④地域活動・社会活動の場」、「⑥法律や制度の上」について、男性の方が「平等になっている」と回答した割合が多く、女性の回答と10ポイント以上の差があり、男女の感じ方に違いが見られます。

■男女の地位の平等感

問：あなたは次の①～⑧において、男女の地位は平等になっていると思いますか。

<有効回答数>令和 3(2021)年：869件
平成28(2016)年：983件



資料：「久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

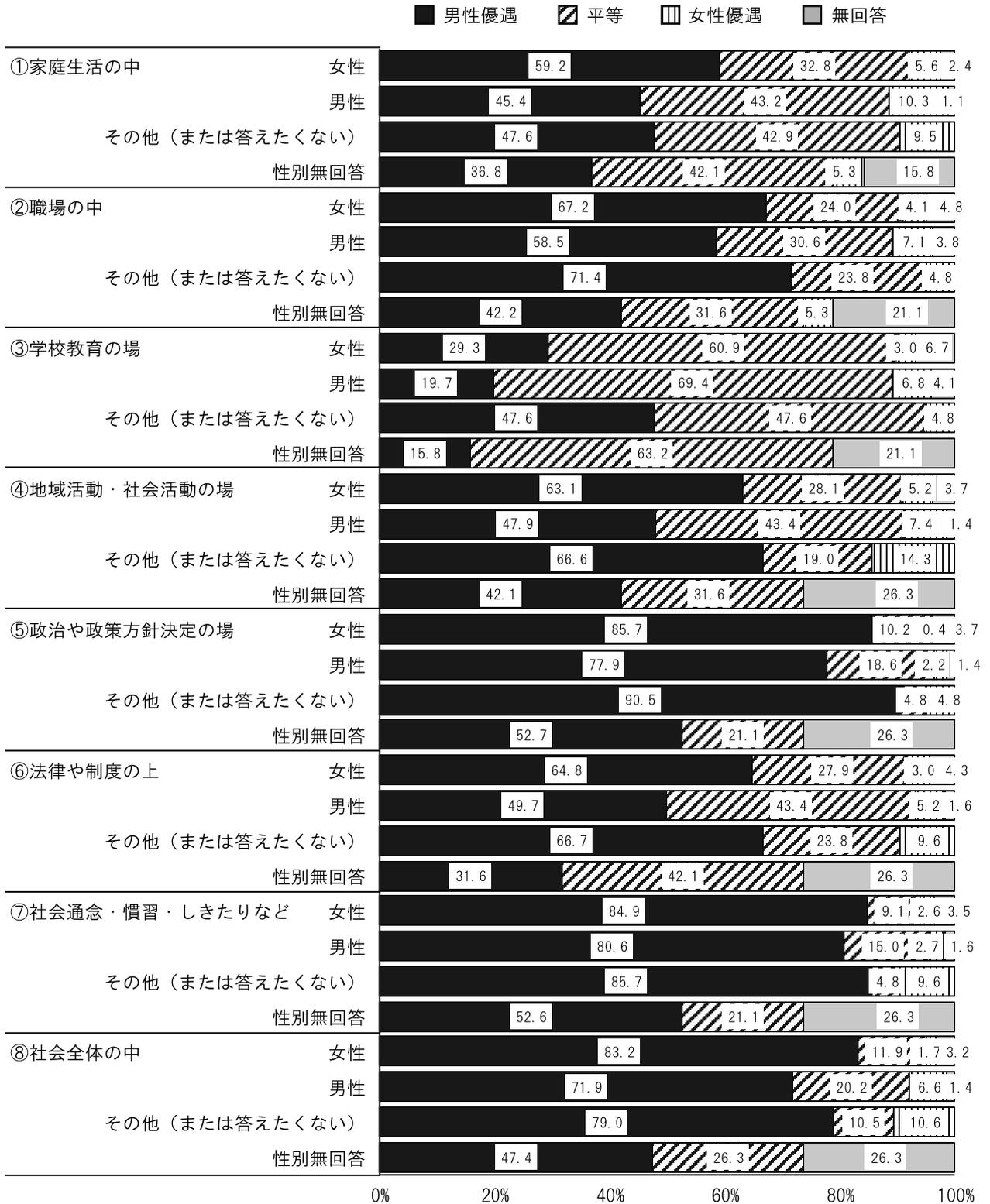
第1章 計画の策定にあたって

■男女の地位の平等感

問：あなたは次の①～⑧において、男女の地位は平等になっていると思いますか。

<有効回答数>女性：463件 男性：366件

その他（または答えたくない）：21件 性別無回答：19件



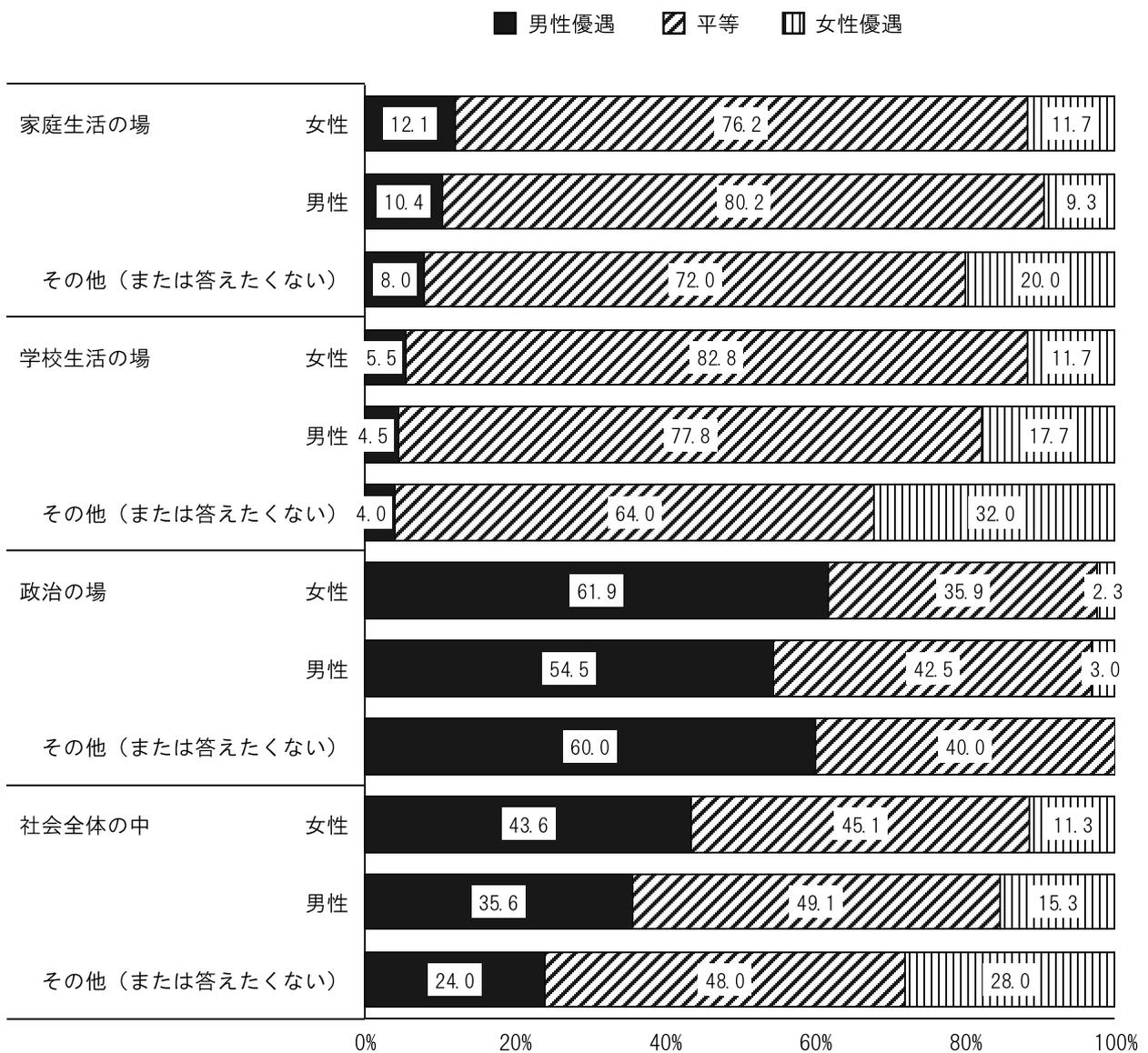
資料：「令和3年度 久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

中学生アンケート調査では、「家庭生活の場」、「学校生活の場」、「政治の場」、「社会全体の中」のうち、「政治の場」と「社会全体の中」は、男女ともに「男性の方が優遇されている」と回答した割合が多くなっています。

■男女の地位の平等感

問：あなたは次のような場において、男女の地位は平等になっていると思いますか。

<有効回答数>女性：488件 男性：536件
 その他（または答えたくない）：25件



資料：「令和3年度 男女共同参画に関する中学生アンケート調査結果」

(3) 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的性別役割分担意識）について、令和3（2021）年では「反対」と回答した割合が29.9%と最も多くなっています。また、「反対」、「どちらかといえば反対」を合わせると53.3%で、平成28（2016）年の調査よりも11ポイント増加しており、性別によって役割を決める考え方に同感しない人の割合が増えていることがわかります。

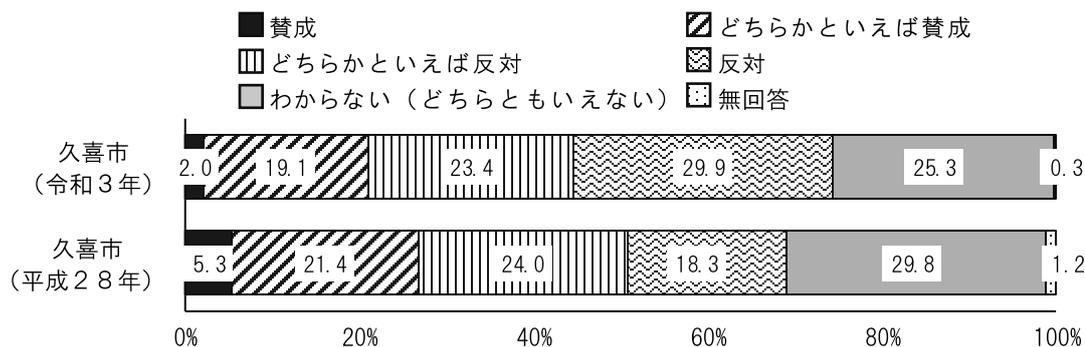
性別で見ると、男性は「反対」、「わからない（どちらともいえない）」の順に回答が多くなっており、女性では「反対」に次いで「どちらかといえば反対」が多くなっています。

中学生アンケート調査は、男女とも「反対」が最も多く、次いで「わからない（どちらともいえない）」となっています。

■ 固定的性別役割分担意識

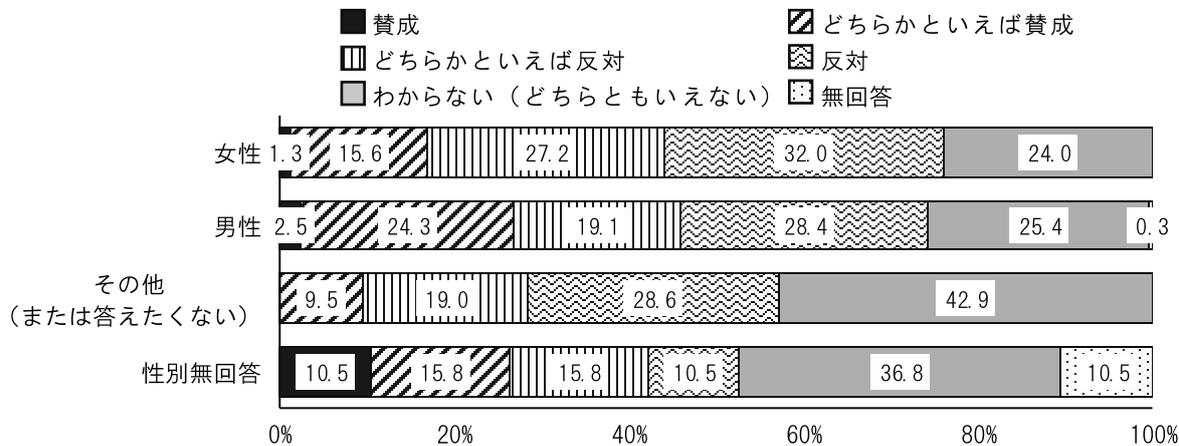
問：あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。

<有効回答数> 令和3（2021）年：869件
平成28（2016）年：983件



資料：「久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

<有効回答数> 女性：463件 男性：366件
その他（または答えたくない）：21件 性別無回答：19件

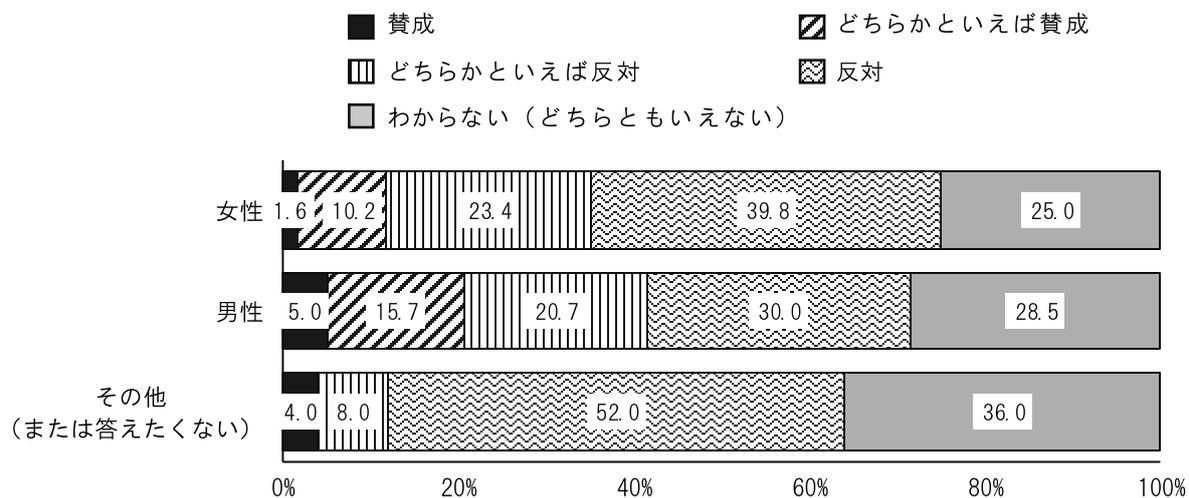


資料：「令和3年度 久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

■ 固定的性別役割分担意識

問：「男は仕事、女は家庭」という考え方（性別によって役割を決める考え方）について、
あなたはどのように思いますか。

<有効回答数> 女性：488件 男性：536件
その他（または答えたくない）：25件



資料：「令和3年度 男女共同参画に関する中学生アンケート調査結果」

(4) 女性が職業をもつこと

女性が職業をもつことについて、令和3（2021）年では「仕事を持ち、結婚や出産に関わらず続ける方がよい」の回答が47.0%で最も多く、平成28（2016）年の調査から11.2ポイント増加しています。

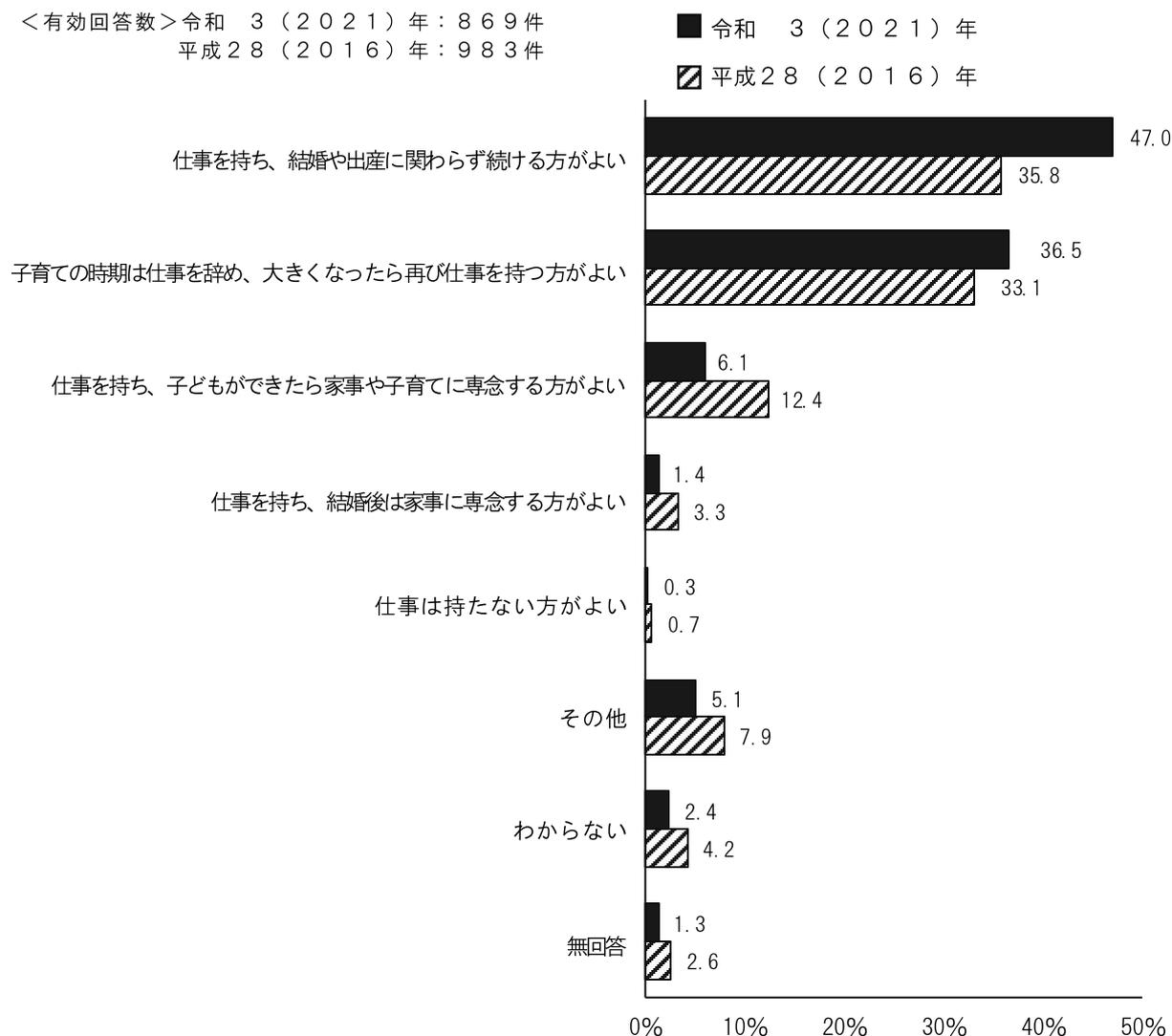
また、「仕事を持ち、子どもができれば家事や子育てに専念するほうがよい」、「仕事を持ち、結婚後は家事に専念するほうがよい」と回答した割合は、平成28（2016）年の調査から減少しています。

一方で、「子育ての時期は仕事を辞め、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が全体で2番目に多く、一時中断型の働き方を理想とする割合も増加しています。

■女性が職業をもつこと

問：あなたは、女性が職業をもつことについてどうお考えですか。

<有効回答数>令和 3（2021）年：869件
平成28（2016）年：983件



資料：「久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

(5) 女性の就業継続・再就職支援

女性が結婚・出産後も仕事を続けるための支援について、女性では「家族の理解や家事・育児などへの参加」の回答が78.4%で最も多く、男性に比べ11.7ポイント高くなっています。

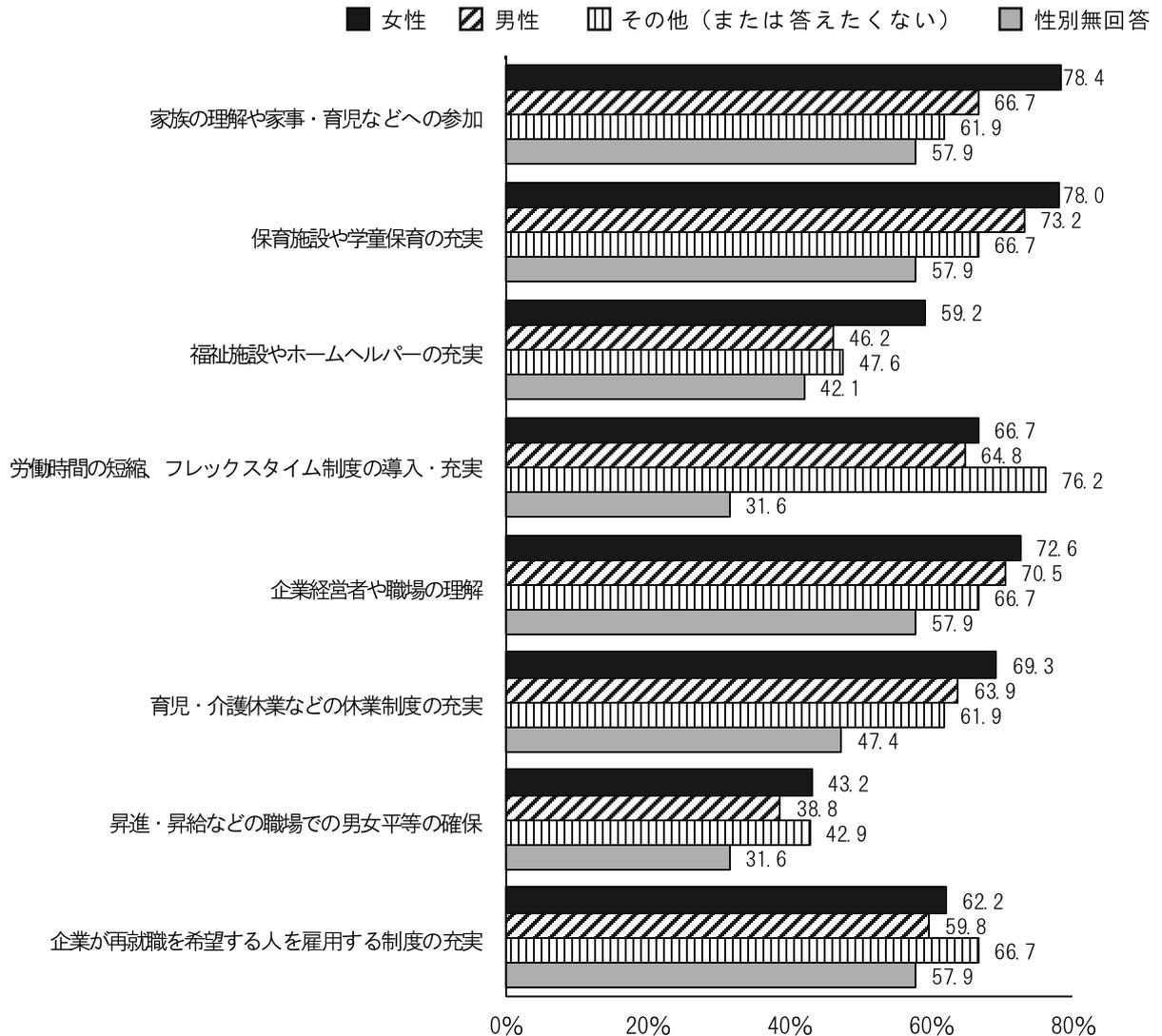
一方、男性では「保育施設や学童保育の充実」の回答が73.2%と最も多くなっています。

■女性の就業継続・再就職支援

問：あなたは、女性が結婚・出産後も働き続けるため、また、結婚や出産・介護などを機会に退職した女性が再就職するためには、どのようなことが重要だと思いますか。

(複数回答可)

<有効回答数>女性：463件 男性：366件
 その他(または答えたくない)：21件 性別無回答：19件



資料：「令和3年度 久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

(6) DV被害の相談の有無、相談先

配偶者等からの暴力（DV）の被害経験がある人のうち、誰かに「相談した」と回答したのは、全体の22.9%でした。性別で見ると、「相談した」と回答したのは女性が多く、男性の70%以上は「相談しようとは思わなかった」と回答しています。

「相談した」と回答した人の相談先を見てみると、「家族・親せき」が78.3%、「友人・知人」が60.0%と、身近な相手が多く、「市役所」や「配偶者暴力相談支援センター」等の相談機関と回答した人は少数でした。

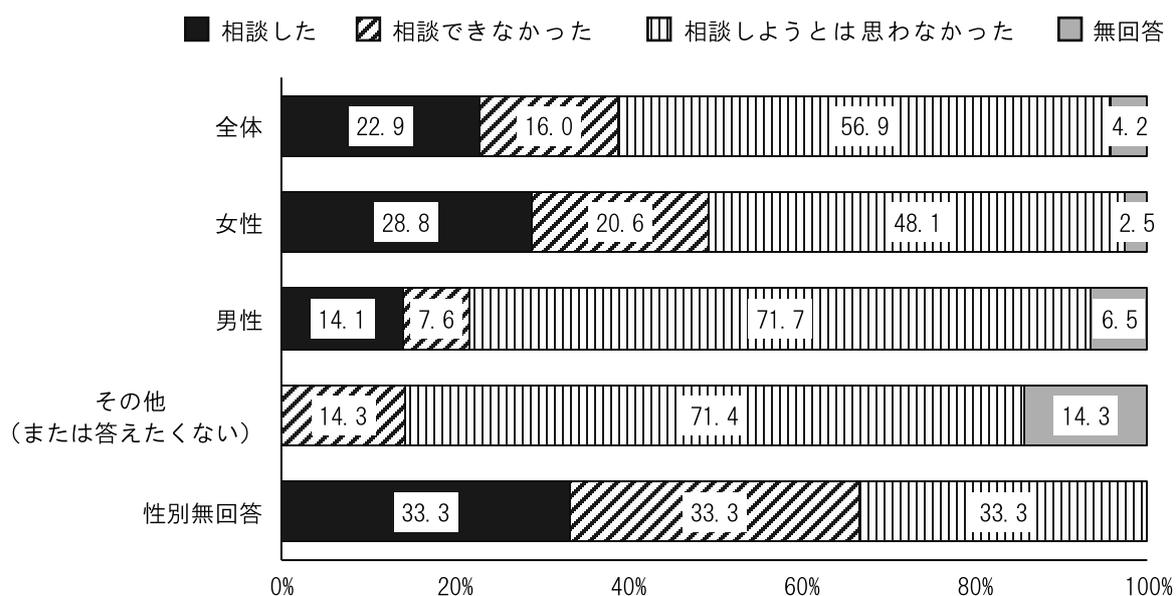
一方、「相談できなかった」、「相談しようとは思わなかった」と回答した人の理由は、「相談するほどではないと思ったから」が56.5%、次いで「自分に悪いところがあると思ったから」の36.6%となっています。

また、「誰（どこ）に相談してよいかわからなかったから」が17.8%となっており、DV被害者が一人で悩みを抱え込むことなく、適切な相談・支援を受けることができるよう、相談窓口の一層の周知を図る必要があります。

■ DV被害の相談の有無

問：あなたは、相手から受けた行為について、誰かに相談しましたか。

<有効回答数>全体：262件 女性：160件 男性：92件
 その他（または答えたくない）：7件 性別無回答：3件

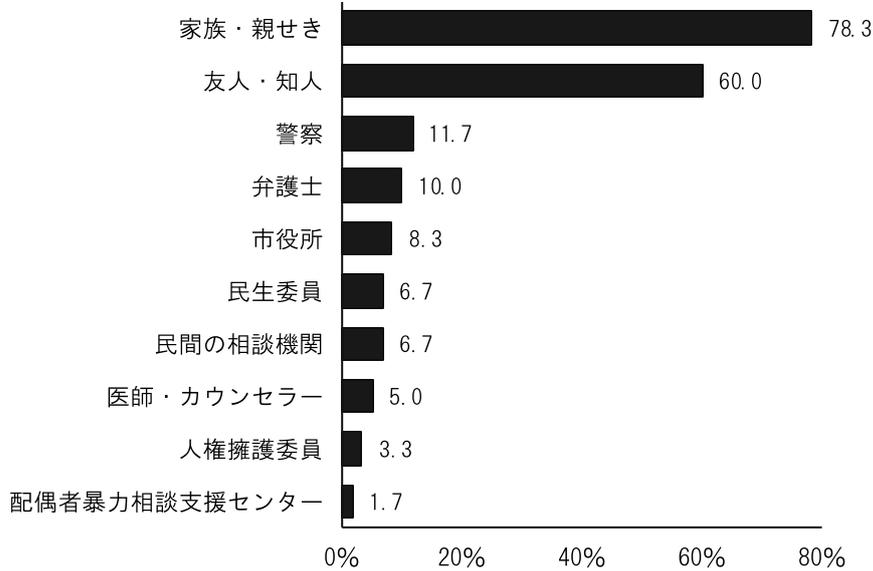


資料：「令和3年度 久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

■ DV被害の相談先

問：あなたが、相談した人（場所）を教えてください。（複数回答可）

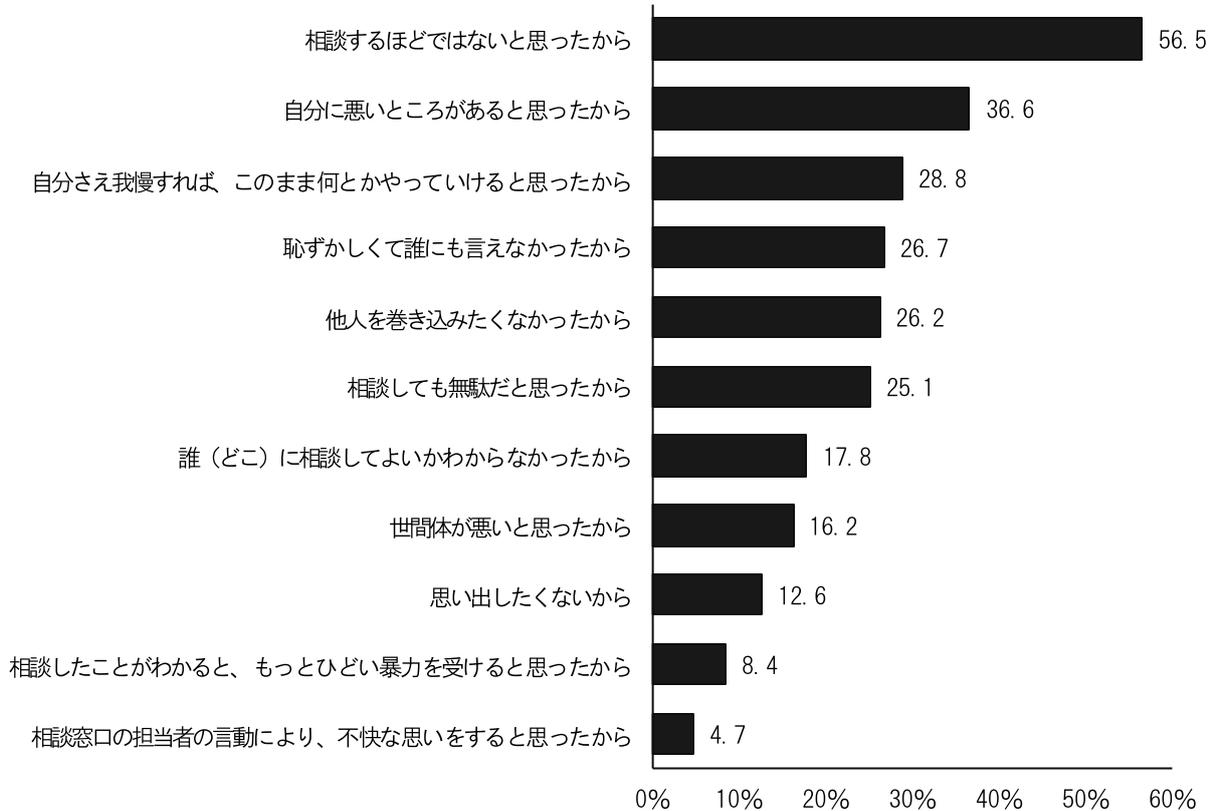
<有効回答数>令和3（2021）年：60件



■ DV被害を相談しなかった理由

問：あなたが、誰（どこ）にも相談できなかった理由はなぜですか。

（複数回答可） <有効回答数>令和3（2021）年：191件



資料：「令和3年度 久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

(7) 男女共同参画に関する言葉の認知度

令和3（2021）年では、「内容まで詳しく知っている」、「おおよそ知っている」、「言葉は聞いたことがある」を合わせた回答が最も多かったのは、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」（配偶者等からの暴力）の76.0%で、「内容まで詳しく知っている」と回答した割合は、平成28（2016）年から5.2ポイント増加しています。

また、「男女共同参画社会」は60.9%で平成28（2016）年調査から7.8ポイント増加し、「デートDV*」（交際相手からの暴力）は58.7%で平成28（2016）年調査から15.3ポイント増加しています。

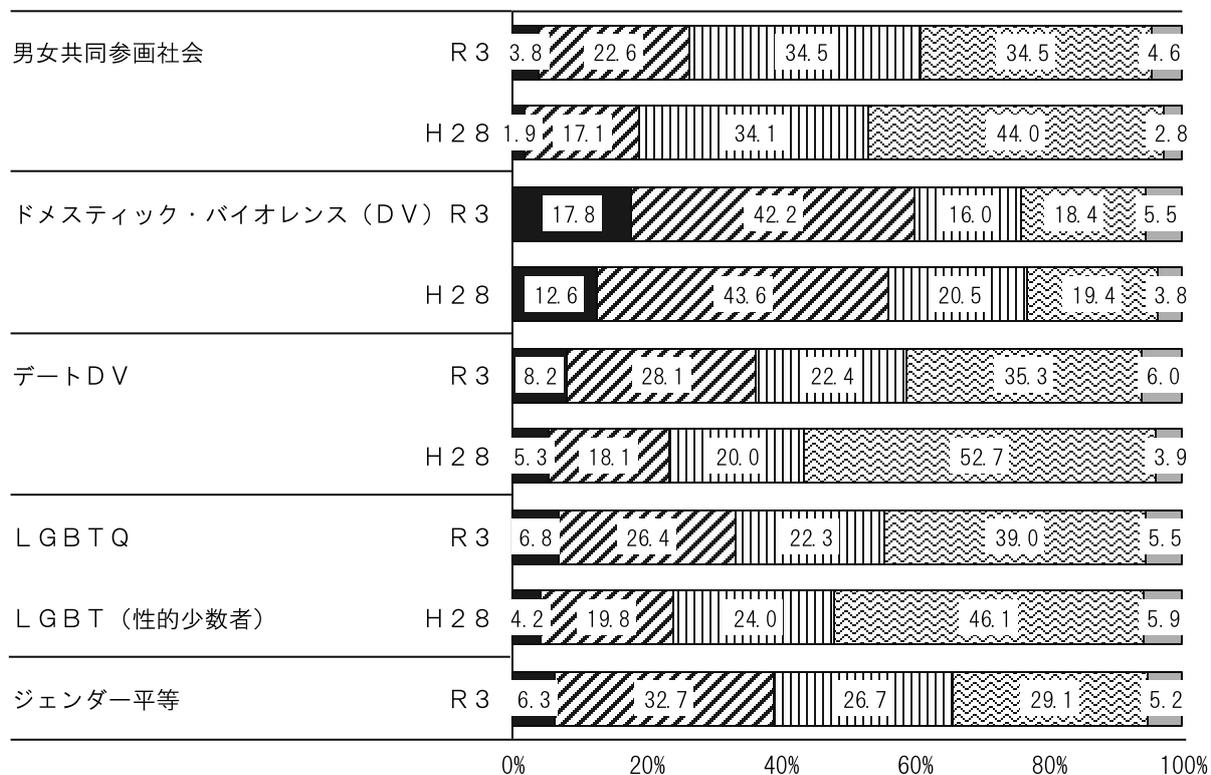
そのほか、「ジェンダー平等」は65.7%、「LGBTQ」は55.5%となっています。

■男女共同参画に関する言葉の認知度

問：あなたは、男女共同参画に関する言葉や、久喜市が取り組んでいる施策をご存知ですか。

<有効回答数>令和 3（2021）年：869件
平成28（2016）年：983件

■ 内容まで詳しく知っている ▨ おおよそ知っている ▤ 言葉は聞いたことがある
▩ 知らない ■ 無回答



資料：「久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

7 第2次久喜市男女共同参画行動計画の取組みと 今後の課題

平成30（2018）年度から令和4（2022）年度を計画期間とした、第2次久喜市男女共同参画行動計画では、「男女がいきいきと活躍できる社会の実現」に向けて、「男女の人権を尊重したまちづくり」、「男女共同参画の意識づくり」、「あらゆる分野に男女が共同参画できる体制づくり」、「性別による暴力のないまちづくり」の4つの基本目標を掲げ、取組みを体系化し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきました。各基本目標における取組みの内容と今後の課題は次のとおりです。

基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重したまちづくり

市民一人ひとりが多様性を理解し、人権の意義や重要性を認識することができるように、啓発や教育の充実に努め、人権尊重に関するイベントなどの機会において、互いの人権と多様な価値観を尊重することの重要性についての啓発を行い、人権意識の高揚を図ってきました。また、男女がお互いの性について正しく理解し、健康な生活を送るために、妊娠・出産の際のママ・パパ教室や健康づくり・食育推進事業を実施することなどにより、男女の健康を生涯にわたり支援するための取組みを実施してきました。

【今後の課題】

- ・市民意識調査では「社会全体の中で男女の地位が平等」と感じる人が15.7%という状況にあります。すべての市民が、性別や属性などにかかわらず人権を尊重する意識を醸成できるよう、啓発の充実に努める必要があります。

基本目標Ⅱ 男女共同参画の意識づくり

仕事や家事、育児など広い分野において、男女が協力し合うことができるように、男女共同参画の意識づくりや男女平等を基本にした教育を推進する必要があることから、市の男女共同参画推進月間における重点的な啓発事業の実施や、男女共同参画情報紙の全戸配布などとともに、学校における男女混合名簿の使用などにより、男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進を図りました。

【今後の課題】

- ・市民意識調査では、固定的性別役割分担意識に同感する人の割合は減少しているものの、20%以上と依然として残っていることから、男女共同参画に関する意識をさらに高める必要があります。

基本目標Ⅲ あらゆる分野に男女が共同参画できる体制づくり

女性活躍を推進することは、男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図られ、男女共同参画社会の実現にもつながることから、審議会等の女性委員の登用の促進や、市内事業所を対象とした啓発講座の実施などの取組みを進めてきました。また、男性の家事や育児などの家庭生活等への参加を促進するために、父親が参加しやすい日時に配慮した子育てイベントや講座を開催し、仕事以外の生活の充実を促す取組みを実施しました。

【今後の課題】

- ・市民意識調査では、女性の就業について「仕事を持ち、結婚や出産に関わらず続けるほうが良い」と考える人が47.0%と、前回調査より11.2ポイント増加しているものの、男女が共に仕事と家庭の両立をしていくためには、「育児・介護休業を利用できる職場環境をつくる」ことが必要と考えている人が39.7%おり、仕事と家庭の両立のための取組みをさらに充実させる必要があります。

基本目標Ⅳ 性別による暴力のないまちづくり

DVは重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは男女共同参画社会の実現に向けた重要な課題であることから、関係機関などとの連携を図りながら、被害者への相談・支援を行ってきました。

【今後の課題】

- ・市民意識調査では、DV被害を受けた方のうち、56.9%が「相談しようとは思わなかった」と回答していることから、DV相談体制の充実や、相談窓口の周知などをさらに進める必要があります。

第 2 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

「久喜市男女共同参画を推進する条例」に則した計画とするために、条例第3条に示された基本理念を踏まえ、次の7つを本計画の基本理念とします。

基本理念1 男女の人権の尊重

男女が、性別による差別的な扱いを受けることなく、個人として尊重され、能力を発揮する機会が確保されること

基本理念2 男女の主体的な活動の選択及び参画可能な環境の確保

男女が、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自らの意思により様々な活動を選択し、主体的に参画できる環境が確保されること

基本理念3 男女の政策・方針決定過程への共同参画機会の確保

市における政策又は事業や地域の活動における立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること

基本理念4 家族を構成する男女の様々な活動への対等な参画促進

子育てや介護、その他の家庭生活における活動と、仕事などの社会生活における活動に、男女が対等に参画できるようにすること

基本理念5 性別による暴力の根絶

性別による暴力（配偶者等に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント*その他の性別による暴力）が正しく認識され、そのような暴力が根絶されること

基本理念6 男女の性と生殖に関する健康と権利に対する配慮

妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、男女それぞれの意思が尊重され、生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること

基本理念7 国際的協調を下にした男女共同参画の推進

男女共同参画の理念形成について、国際的な動向も視野に入れること

2 計画の基本的な視点

男女共同参画の取組みを総合的かつ計画的に進めるため、次の項目を基本的な視点として計画を策定しました。

(1) 社会情勢の変化に対応

少子高齢化の進行と人口減少、世帯構造の変化、共働き世帯の増加、ライフスタイルの変化、自然災害の増加、ICT*の発展やSNS*の普及など、社会情勢の変化に伴い、男女共同参画社会の実現がますます求められています。

(2) 課題の解決に向けた内容

令和3(2021)年10月に実施した市民意識調査の結果等、久喜市の男女共同参画に関する現状を踏まえ、課題の解決に向けた施策内容とします。

(3) 市民や事業者との協働

男女共同参画の施策の推進にあたっては、同じ目的に向かって協力し、主体的にそれぞれの役割を果たす「協働体制」を築き上げることが大切です。そのため、市、市民、事業者との協働による男女共同参画の推進という視点に立った取組み内容を計画に盛り込みます。

(4) 実効性の確保

市、市民、事業者の「協働体制」の下で施策を推進するため、施策の具体的な目標と成果をわかりやすく示し、次の施策の推進につなげていくことが重要です。

そのため、具体的な数値目標を設定し、施策の推進状況を進行管理するとともに、「久喜市男女共同参画審議会」において、取組みの点検・評価を行い、実効性が確保できる内容とします。

(5) 持続可能な開発目標(SDGs)の理念の反映

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、「誰一人取り残さない」という理念の下、持続可能でよりよい社会を令和12(2030)年までに実現するための世界共通の開発目標です。

本市が令和3(2021)年7月に策定した「久喜市SDGs取組方針」では、「市で策定する各種計画について、SDGsの理念を反映させることで、各種業務を通じた全体的なSDGsの推進に努める」と定められています。

第2章 計画の基本的な考え方

第3次久喜市男女共同参画行動計画においても、SDGsの理念に基づき、「誰一人取り残さない」姿勢で、男女共同参画社会の実現を目指します。

◆第3次久喜市男女共同参画行動計画で取組むSDGs目標



目標1 貧困をなくそう



目標2 飢餓をゼロに



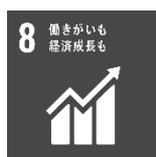
目標3 すべての人に健康と福祉を



目標4 質の高い教育をみんなに



目標5 ジェンダー平等を実現しよう



目標8 働きがいも経済成長も



目標10 人や国の不平等をなくそう



目標11 住み続けられるまちづくりを



目標13 気候変動に具体的な対策を



目標16 平和と公正をすべての人に



目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

3 計画の目標

本市では、「久喜市男女共同参画を推進する条例」の前文にうたわれているように、「将来にわたって豊かで活力あふれる久喜市」を築いていくため、男女が互いを認め合い、共にいきいきと個性と能力を発揮し、自らの意思によりあらゆる分野に参画でき、共に責任を分かち合い、誰もが尊重される男女共同参画社会の実現に向けて取組みを進めています。

しかしながら、ワーク・ライフ・バランスの不均衡、固定的性別役割分担意識、家事・育児・介護の負担、DVなどの課題は依然として残っており、さらに多様な性のあり方の理解や、感染症に対応する「新しい生活様式」の定着など、新たな価値観や考え方が生じています。

様々な分野で男女共同参画を推進し、新しい価値観や考え方を尊重することは、男女を問わず能力の発揮につながり、その結果、男女が共に、家庭や職場、学校、地域などにおいて調和のとれた豊かな社会を築くことが可能となります。

本計画では、性別にとらわれず、すべての人が様々な分野で活躍できる社会の実現のため、次のとおり計画の目標を定め、施策を推進していきます。

目標 男女がいきいきと活躍できる社会の実現 ～誰もが尊重され、認め合える社会へ～

4 目指す姿

「久喜市男女共同参画を推進する条例」や本計画の基本理念、基本的な視点を基に、本市の現状を踏まえた上で、各分野にわたる施策を計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を目指します。

なお、目指す姿Ⅱに係る部分について、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付け、施策の柱Ⅲ-4、Ⅲ-5に係る部分については、「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

目指す姿Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

目指す姿Ⅱ あらゆる分野で男女が活躍できる環境の整備

目指す姿Ⅲ すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくり

5 計画の体系

目標

男女がいきいきと活躍できる社会の実現

↳誰もが尊重され、認め合える社会へ

目指す姿 施策の柱

目指す姿 I

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- I-1 多様性を認め合う人権擁護の推進
- 重点施策**
- I-2 男女共同参画推進のための啓発活動と男女平等教育の充実
- I-3 男女共同参画に関する国際理解の推進

目指す姿 II

あらゆる分野で男女が活躍できる環境の整備

【女性活躍推進法に基づく推進計画】

- II-1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- 重点施策**
- II-2 仕事と家庭の両立支援の推進
- II-3 働きやすい職場環境づくり
- II-4 男女が共に担う地域社会づくりの推進

目指す姿 III

すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくり

- III-1 生涯を通じた健康支援
- III-2 生活上の困難に対する支援
- III-3 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- III-4 性別によるあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進【DV防止法に基づく基本計画】
- 重点施策**
- III-5 相談・支援体制の充実【DV防止法に基づく基本計画】

施策の方向

- ① 人権尊重意識の啓発
- ② 人権擁護活動の推進

- ① あらゆる機会を活用した啓発活動の充実・情報提供の推進
- ② 男女共同参画を推進する団体等との協働体制の推進
- ③ 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進

- ① 男女共同参画の国際的取組みの情報提供

- ① 審議会等における女性の参画拡大
- ② 行政における女性職員の管理職への登用推進

- ① 家庭における男女共同参画を推進する啓発活動の充実
- ② 地域と家庭における男性の参画拡大
- ③ 子育てと介護の支援

- ① 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり
- ② 女性がチャレンジできる環境づくりへの支援

- ① 地域活動における男女共同参画の推進

- ① 健康づくりの推進
- ② 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の普及と啓発

- ① 生活上の様々な困難を抱えた女性などへの支援
- ② 外国人、高齢者、障がい者、性的少数者、犯罪被害者への支援と関係機関との連携協力

- ① 防災活動における男女共同参画の推進

- ① 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発及び被害者への対応
- ② 若年者に対する予防啓発活動の推進

- ① 被害者のための相談・支援体制の充実
- ② 関係機関との連携強化

6 重点施策

男女共同参画を推進するための施策のうち、近年の男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や市民意識調査の結果、本市のこれまでの取組みや課題を踏まえ、より重点的な取組みが必要である次の3施策を、本計画の重点施策とします。

重点施策 I-2 男女共同参画推進のための啓発活動と 男女平等教育の充実

男女共同参画とは、性別にかかわらず平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくことを意味しています。女性の社会進出が進む一方で、市民意識調査の結果では、固定的性別役割分担意識が根強く残っており、依然として、職場での待遇に男女差があることや、女性の家事・育児などの負担が大きいことがわかります。

また、男女平等意識の醸成には、自己形成期にあたる子どもたちへの教育や学習環境が大きな影響を及ぼすことから、子どもの頃からの男女平等教育は重要です。

市民意識調査では、「社会全体の中で男女の地位は平等」と感じる人は、わずか15.7%で、また、男女が社会のあらゆる分野で平等になるためには、「偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりを改める」ことが重要と考えた人が26.8%と最も多い結果となっています。

家庭や職場、学校、地域など様々な場面における男女平等意識をさらに高めていくため、市民及び事業者、教育に携わる者等との連携・協働のもと、あらゆる機会を活用して啓発活動や情報提供の推進を図る必要があります。

- あらゆる機会を活用した啓発活動の充実・情報提供の推進
- 男女共同参画を推進する団体等との協働体制の推進
- 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進

重点施策 II-2 仕事と家庭の両立支援の推進

「ワーク・ライフ・バランス」とは、人生の各段階に応じて多様な働き方を選択できる社会に向け、自分の価値観に応じた働き方を選択し、家庭・仕事・地域生活の調和のとれた生活を送ることであり、男女共同参画社会の実現に必要不可欠です。

国の働き方改革の導入により、残業時間の規制、有給休暇取得の義務化など、ワーク・ライフ・バランスの推進に一定の効果がありましたが、依然として、家庭や職場、学校、地域に固定的性別役割分担意識が残っており、希望する働き方を選択する上での支障となっています。市民意識調査の結果では、固定的性別役割分担意識に同感する人の割合が20%を超えていることから、社会全体の男女共同参画の意識啓発をさらに進める必要があります。

また、同調査では、女性が結婚・出産後も働き続けるためには、「家族（夫など）の理解や家事・育児などへの参加」が重要と考える女性は78.4%おり、男性の66.7%と比べて、意識に乖離がある状況です。

ワーク・ライフ・バランスを推進するために、性別や年齢にかかわらず、誰もが自らの希望する働き方で、その能力を十分に発揮することができる環境づくりを進める必要があります。

- 家庭における男女共同参画を推進する啓発活動の充実
- 地域と家庭における男性の参画拡大
- 子育てと介護の支援

重点施策 III-5 相談・支援体制の充実

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、DV被害者の多くは女性です。その予防と被害者支援のための取組みを推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画を推進していく上での重要な課題となります。

市民意識調査の結果では、「平手でなぐる、足でける」「なぐるふりをして、おどす」「嫌がるのに、性的な行為を強要する」というDV被害（デートDVを含む）を1、2度受けた経験のある方は、女性の回答の割合が、男性の回答の割合を大きく上回っています。

また、同調査では、DV被害を受けた方のうち、56.9%が「相談しようとは思わなかった」と回答していることから、本市のDV相談事業、女性相談事業においても、DV被害をはじめとした複合的な課題に早期に対応し、被害者を支援できるよう、関係機関との連携を強化し、相談体制及び支援体制の充実を図る必要があります。

- 被害者のための相談・支援体制の充実
- 関係機関との連携強化

7 目標数値

目指す姿	指標項目	基礎資料	現状値	目標値 令和9年度
Ⅰ 男女共同参画 社会の実現に 向けた基盤の 整備	女性の悩み相談利用率	人権推進課調べ	74.0% (令和3年度)	100%
	男女共同参画社会の認知度	市民意識調査	60.9% (令和3年度)	100%
	「男は仕事、女は家庭」という 考えを見直す意識（考えに同 感しない人の割合）	市民意識調査	53.3% (令和3年度)	80%
	社会全体の中で男女平等と感 じる人の割合	市民意識調査	15.7% (令和3年度)	30%
	家庭生活で男女平等と感じる 人の割合	市民意識調査	37.6% (令和3年度)	50%
Ⅱ あらゆる分野 で男女が活躍 できる環境の 整備	市の審議会等における女性委 員の登用率(全体の審議会等 委員総数の女性登用率)	人権推進課調べ	38.8% (令和4年4月1日)	50%
	男性が育児休業を積極的に取 得した方がよいと考える人の 割合	市民意識調査	59.6% (令和3年度)	80%
	保育所等待機児童数	保育課調べ	0人 (令和4年4月1日)	0人
	職場の中で男女平等と感じる 人の割合	市民意識調査	26.9% (令和3年度)	40%
Ⅲ すべての人が 安心・安全に 暮らせるまち づくり	がん検診延べ受診者数	中央保健センター調べ	31,138人 (令和3年度)	37,000人
	地域包括支援センターの相談 件数	高齢者福祉課調べ	36,334件 (令和3年度)	37,500件
	自主防災組織の組織数	消防防災課調べ	163組織 (令和3年度)	175組織
	デートDVの認知度	市民意識調査	58.7% (令和3年度)	100%
	DV被害者のうち、誰かに相 談した人の割合	市民意識調査	22.9% (令和3年度)	100%

※第3章では、目標数値に関連する取組みに★を付しています。

第 3 章

計画の内容

目指す姿Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

男女共同参画社会とは、男女が互いを認め合い、共に個性と能力を発揮し、自らの意思によりあらゆる分野に参画でき、共に責任を分かち合う社会のことです。

平成11（1999）年には、国において男女共同参画社会基本法が制定され、男女平等の視点に立った法律や制度は、着実に整備され、それとともに男女の意識も変化してきています。

また、男女が個人として尊重され、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画していくためには、性別にかかわらず一人ひとりの個性と能力を発揮できる生き方が尊重される必要があります。

本市では、平成22（2010）年9月に「久喜市男女共同参画を推進する条例」を施行し、男女共同参画を推進していく上での基本理念の一つとして「男女が、個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること」とうたっており、男女の人権を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開しています。

市民意識調査によると、男女が社会のあらゆる分野でさらに平等になるために最も重要だと思うことは、「偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりを改める」が26.8%と最も多い結果となっています。

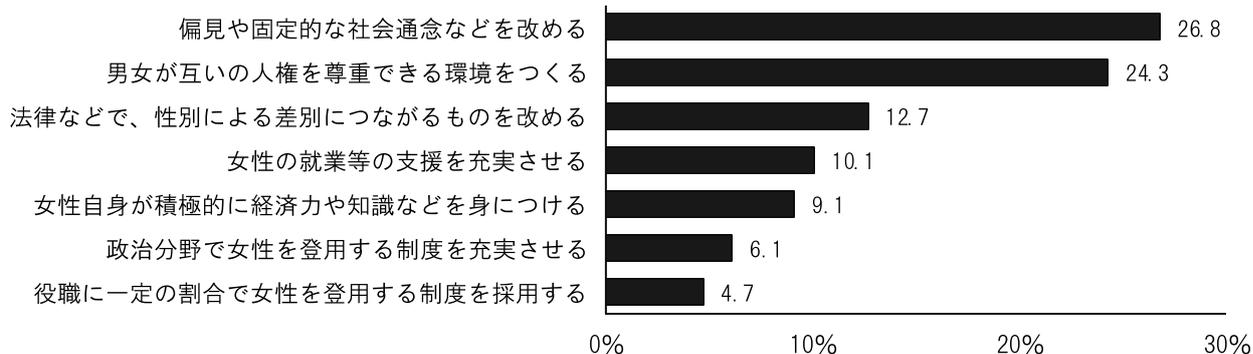
そのため、従来の性別に基づく固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれることなく、市民一人ひとりが多様な生き方を理解するとともに、お互いの人権の意義や重要性を認識することができるよう、より一層市民への啓発や教育を充実していくことが求められます。

また、男女共同参画をめぐる世界的な動向を知ることにより、理解を深めることも必要です。

■男女が平等になるために重要なこと

（今後、男女が社会のあらゆる分野でさらに平等になるために最も重要だと思うことは何ですか。）

<有効回答数> 869件



資料：「令和3年度 久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

施策の柱Ⅰ－1 多様性を認め合う人権擁護の推進



施策の方向① 人権尊重意識の啓発

男女が共にいきいきと個性と能力を発揮し、自らの意思によりあらゆる分野に参画できる社会づくりを進めるためには、個人の人権が尊重されるとともに、LGBTQ+（プラス）と呼ばれる性的少数者を含む多様な性のあり方が尊重され、誰もが差別を受けることなく平等に暮らせるようにすることが重要です。

すべての人が性別や年齢にとらわれることなく互いに十分理解し合い、それぞれの人権を尊重し、相手への思いやりと自己に対する尊厳をもち、豊かな人生を送ることができるよう、人権尊重意識の啓発活動を充実させます。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
11101	人権意識の高揚	・個人の人権と男女平等をはじめとした人権意識の高揚を図り、互いの人権と多様な価値観を尊重することの重要性について啓発を行う。	人権推進課 生涯学習課
11102	人権週間などにおける啓発活動の実施	・人権週間（12/4～12/10）などの機会を捉え、個人の人権と男女平等を基礎とした人権の尊重についての啓発活動を行う。	人権推進課
11103	生命を尊重する教育の推進	・道徳や総合的な学習の時間などを通して、生命を尊重する教育を推進する。	指導課
11104	性の多様性を尊重した啓発活動の実施	・多様な性のあり方を尊重し、性的少数者に対する差別や偏見をなくすため、様々な情報を広く周知し啓発活動の推進を図る。	人権推進課

施策の方向② 人権擁護活動の推進

男女がお互いの人権を尊重し、理解を深めていくためには、自らに保障された権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について知識を得ることも重要です。

そのため、あらゆる機会において人権擁護の視点について啓発するとともに、人権が侵害された場合の相談体制の充実を図り、人権擁護活動を推進します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
11201	人権・女性相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活における様々な困りごとや悩みごとについて相談しやすい環境整備を進めるため、「人権・女性相談」を本庁及び各総合支所で実施する。 相談員の相談研修への参加を促進するなど相談事業の充実を図る。 	人権推進課
11202	女性の悩み(カウンセリング)相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者等からの暴力に関する事、夫婦や家族に関する事など、女性の日常生活における様々な悩みや困りごとに関する相談に応じるため、カウンセラーによる女性の悩み(カウンセリング)相談を実施する。 	人権推進課

★ 目標数値 女性の悩み相談利用率 100%

■人権相談・女性相談案内

「みんなで築こう 人権の世紀」
～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合おう～

じんけんそうだんじょ
人権相談所開設のお知らせ

日ごろ 困りごと や 悩みごとはございませんか
じんけんようごいじん
人権擁護委員 が相談に応じます

※人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちで、久喜市には16名の人権擁護委員がいます。

- * 子どもの人権 (いじめ、児童虐待、体罰、不登校等)
- * 家庭内のちめごと (離婚、相続、扶養等)
- * 高齢者の虐待
- * 障がい者理由とする偏見・差別
- * 外国人の人権
- * 近隣とのトラブル (騒音、悪臭、嫌がらせ等)
- * 同和問題
- * 女性の人権 (配偶者等からの暴力、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント、男女の差別、デートDV等)
- * セクシュアリティに関する事
- * インターネットによる人権侵害、プライバシーの侵害
- * 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別
- * その他、色々な**もめごと**などでお困りの方は、お気軽にお出かけください。

相談は無料・秘密は厳守いたします

名 称	場 所	相談日時	問合せ先
人権相談 女性相談	久喜総合文化会館等	毎月原則10日 13:15～16:15	0480(22)1111 (内線2326)
人権相談 女性相談	葛蒲総合支所	毎月原則第3水曜日 13:30～15:30	0480(85)1111 (内線216)
人権相談 女性相談	栗橋総合支所	毎月原則第3木曜日 13:30～15:30	0480(53)1111 (内線323)
人権相談 女性相談	鷺宮総合支所	毎月原則第4月曜日 9:30～11:30	0480(58)1111 (内線115)
人権相談	さいたま地方支局 久喜支局	毎週月・木曜日 9:00～16:00	0480(21)0215

※人権相談・女性相談は、久喜市内在住・在勤・在学に限らず、また、お住まいの地区に限らず、どなたでも、どの相談所でもお受けします。

主催 久喜市人権擁護相談所・久喜市・久喜市人権擁護委員協議会久喜部会

重点施策

施策の柱 I - 2 男女共同参画推進のための啓発活動と男女平等教育の充実



施策の方向① あらゆる機会を活用した啓発活動の充実・情報提供の推進

男女共同参画社会を実現するためには、性別に基づく固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による影響が生じないように、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深め、定着させるための啓発活動を積極的に展開することが求められます。

そのため、引き続き、男女平等意識の定着と男女共同参画社会の形成促進を図るため、「久喜市男女共同参画を推進する条例」で定められた男女共同参画推進月間（6月）における重点的な啓発活動や、様々な媒体を利用した情報提供を推進します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
12101	男女共同参画推進月間等における啓発事業の実施 ★	・男女共同参画社会実現の推進を図るため、男女共同参画推進月間等の機会を通して、啓発事業を重点的に行う。	人権推進課
12102	ジェンダー平等の視点に立った各種情報や学習機会の提供	・固定的性別役割分担意識の解消やジェンダー平等の視点に立った意識の定着化を図るため、市ホームページへの掲載などにより各種情報や学習機会を提供する。	人権推進課
12103	男女平等意識や男女共同参画意識を育む講座等の開催	・男女平等意識や男女共同参画意識を育むような各種講座・講演会を開催する。 ・参加型講座の設定や啓発ビデオの上映など講座内容の充実を図る。	人権推進課 生涯学習課
12104	情報紙や広報紙等による男女共同参画に関する情報の提供	・情報紙そよかぜや広報紙、市ホームページなど様々な広報媒体を活用するとともに、各年代に合わせた男女共同参画に関する情報の提供を行う。 ・庁内ネットワークを活用し、市職員に対して男女共同参画に関する情報を提供する。	人権推進課

★ 目標数値 男女共同参画社会の認知度 100%

第3章 計画の内容

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
12105	市民参加による男女共同参画情報紙の作成	・市民との協働により男女共同参画情報紙を作成する。	人権推進課
12106	男女共同参画ミニ白書の作成	・市の男女共同参画に関する現状を総合的に把握するため、多角的な視点から男女共同参画の現状をまとめたミニ白書を作成する。	人権推進課
12107	男女共同参画の視点に立った講座の開催	・各種学習機会の中で、男女平等の視点を取り入れた講座や、男女共同参画の視点に立った講座を開催する。	人権推進課 中央公民館
12108	男女共同参画を身近に学べる機会の提供	・地域の実情に合わせて男女共同参画に関する理解や認識を深められるよう、市民を対象とした体験学習や施設見学を実施する。 ・セミナー委託事業や各学習会において、市の男女共同参画の取組みを短時間で紹介するワンポイント講座を開催する。	人権推進課
12109	メディア・リテラシー*の向上につながる啓発活動の実施	・メディアが送り出す男女の固定的なイメージの情報や、女性の性的側面の強い表現などを、無批判に受け入れるだけでなく、それら情報を主体的に読み解き、選択し、使いこなす力(メディア・リテラシー)を身につけるための啓発活動を行う。	人権推進課
12110	男女共同参画関連図書等の整備及び各種情報の提供	・様々な男女共同参画関連図書や資料を選書・収集し、広く市民に情報提供を行う。 ・リクエストサービスや他自治体図書館から資料の取り寄せを行い市民の要望に応える。	生涯学習課
12111	若年層向け啓発活動の実施	・男女平等観の形成や男女共同参画意識の定着化を図るため、若年層向けの啓発チラシやパンフレットを配布する。	人権推進課

■男女共同参画情報紙「そよかぜ」

久留市 男女共同参画情報紙
そよかぜ 第12号
 あなたが暴力を受けていい理由はありません！
 ◆久留市人権推進課 DV 等相談件数
 ◆これまでで最も、交際相手など親密な関係の中からもDVを受けたことはありますか？
 ◆加害者・交際相手等から受けた暴力について、誰かに相談しましたか？
 ◆全世帯の暴力被害相談センターに相談した経験があるか？
 ◆あなたが暴力を受けていい理由はありません！
 ◆ジェンダー・パワー (男女の役割についての固定的な思い込み、偏見)
 ◆DVのサイクル

施策の方向② 男女共同参画を推進する団体等との協働体制の推進

家庭や地域、職場など様々な場における男女共同参画を進めていくためには、行政だけではなく、市民及び事業者との連携、協働が不可欠です。

男女共同参画の施策の推進にあたっては、それぞれの立場で自らの問題として捉えることができるよう、市内で活動を行っている団体等の自主的な活動や事業実施などの支援を含めて、団体間の交流や連携の強化を図りながら、男女共同参画を推進する市民団体等との協働体制を整備します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
12201	「女（ひと）と男（ひと）いきいきネットワーク久喜」の活動支援	・男女共同参画を推進する組織である「女（ひと）と男（ひと）いきいきネットワーク久喜」の団体間交流や連携が円滑に行えるよう、活動を支援する。	人権推進課
12202	活動団体の支援とPRの強化	・男女共同参画推進月間に「女（ひと）と男（ひと）いきいきネットワーク久喜」との共催による事業を開催し、団体活動の展示・発表の場を設け、活動団体の支援とPRを行う。	人権推進課
12203	活動団体への活動拠点の提供	・ふれあいセンター久喜の利用団体として登録している女性団体に対し、活動の拠点(女性団体活動支援事業室)を提供する。	社会福祉課
12204	セミナー・講演会等委託事業	・男女共同参画に関するセミナー、講演会等の企画・運営・報告まで行う団体等を公募し、委託により事業を実施する。	人権推進課

■ 「女（ひと）と男（ひと）いきいきネットワーク久喜」との共催イベント 「男（ひと）と女（ひと）のつどい」



施策の方向③ 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進

性別にとらわれることなくその個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、男女平等教育は、子どもの頃から男女が互いを尊重し合い、協力し合う意識をはぐくむという重要な役割を担っています。

市民意識調査によると、男女共同参画推進のために学校教育の場で力を入れる必要があることは、「日常の活動の中で、ジェンダー平等意識を育てる指導をすること」が65.9%で最も高く、次いで「教職員へのジェンダー平等研修を充実させること」が58.9%となっています。

こうしたことから、保育所、幼稚園、学校における男女平等教育を推進するとともに、保育士や教職員に対する男女平等意識の啓発を図ります。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
12301	人権尊重及び男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進	・男女平等の視点に立って、園児や児童生徒の班編成、学用品の選定、日常の言葉遣い、運動種目、保護者欄の記入などについて見直しを行う。 ・各種名簿等への男女混合名簿の使用を拡大し、人権尊重及び男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進を図る。	保育課 学務課 指導課
12302	一人ひとりの個性を活かす生活指導等の実施	・人権尊重に基づき、様々な学校行事、課外活動、進路指導、生活指導などにおいて、一人ひとりの個性を活かす指導を実施する。	保育課 学務課 指導課
12303	教職員などに対する男女共同参画に関する意識啓発の実施	・教職員や保育士に対し、男女平等や男女共同参画に関する意識啓発を行うとともに、研修の充実を図る。	保育課 学務課 指導課
12304	保護者に対する意識啓発の充実	・PTAや保護者会を通して、男女平等や家族の絆の大切さ等について啓発を行う。	指導課 生涯学習課

施策の柱Ⅰ－3 男女共同参画に関する国際理解の推進



施策の方向① 男女共同参画の国際的取組みの情報提供

男女共同参画推進に関する施策は、国際的な男女共同参画推進の動向と密接に連動しています。男女共同参画に関する先進国の事例などを広く情報提供するとともに、国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」に関して、「久喜市SDGs取組方針」を踏まえた取組みを進め、市民等が理解を深めることができる機会を提供します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
13101	男女共同参画に関する国際的な取組みの提供	・男女共同参画に関する国際的な施策について情報収集し、先進国の取組みを市ホームページへ掲載することなどにより、意識啓発を図る。	人権推進課

目指す姿Ⅱ あらゆる分野で男女が活躍できる環境の整備

【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置付け】

男女共同参画の推進には、男女がその生き方に自信と誇りをもち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することができ、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できる環境にあることが重要です。

特に、女性の活躍が進むことは、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、男女共同参画社会の実現のため、あらゆる分野における女性の活躍推進を図る必要があります。

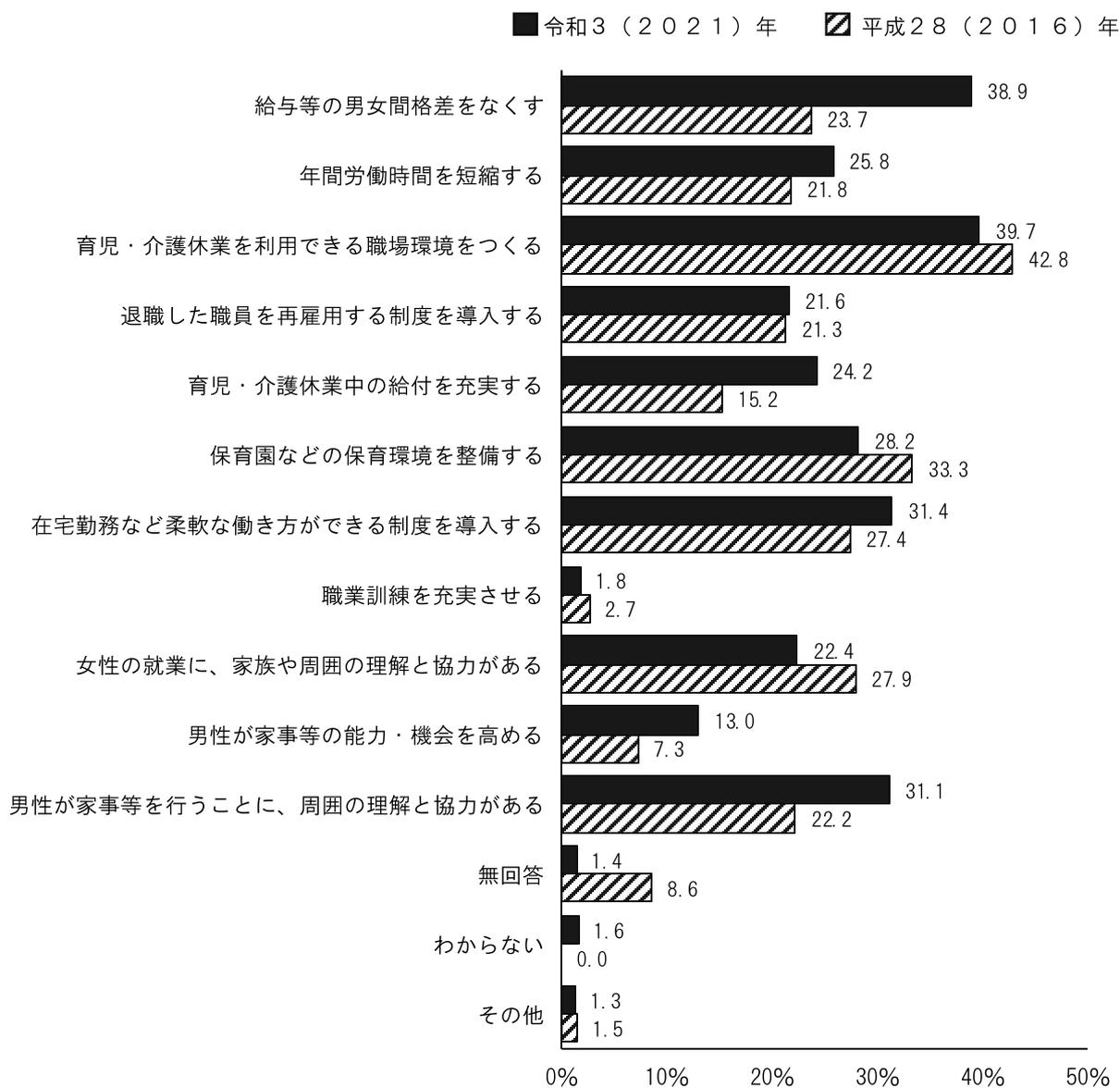
市民意識調査によると、女性が職業をもつことについて、「仕事を持ち、結婚や出産に関わらず続けるほうがよい」との回答が47.0%と最も多い結果となっています。また、男女が共に仕事と家庭の両立をしていくために必要だと思うことは、「代替要員の確保など、育児・介護休業を利用できる職場環境をつくること」との回答が39.7%と、平成28（2016）年の調査（42.8%）から引き続き、最も多い結果となっています。

こうしたことから、本計画を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置付け、女性の活躍を推進するため、男女共に働きやすい環境を整備するとともに、仕事と家庭の両立を支援する取組みを推進します。

■男女の就業・仕事について

(男女が共に仕事と家庭の両立をしていくために、どのような条件が必要だと思いますか。)

<有効回答数>令和3(2021)年：869件
平成28(2016)年：983件



資料：「久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

施策の柱Ⅱ－1 政策・方針決定過程における

男女共同参画の推進



施策の方向①

審議会等における女性の参画拡大

市の政策・方針決定の場に男女が対等な構成員として参画し、多様な視点からの意見が十分に反映されることは、少子高齢化や人口減少の進行、価値観の多様化が進む中で、男女共同参画社会の実現に向けて重要です。

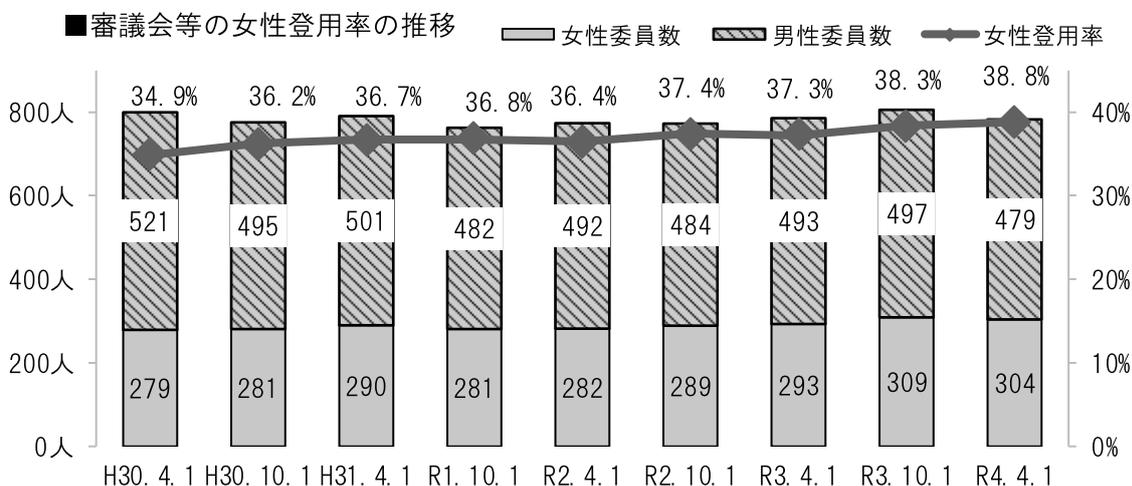
しかしながら、政策・方針の立案及び決定への女性の参画は十分とはいえず、本市では、男女が対等に政策・方針決定過程に共同して参画する機会を確保し、女性の参画拡大が進展するよう、積極的に女性の登用推進を図ってきました。

本市の附属機関等の委員の委嘱にあたっては、久喜市市民参加条例に基づき、「各附属機関の男女の構成比率は、男女いずれの委員数も委員総数の30%以上とする。」としています。そのような中で、審議会等の委員における女性委員の登用率は、令和4(2022)年4月1日現在では38%を超えています。政策・方針決定過程における女性の参画は、まだ十分とは言えません。

分野によっては女性委員が少ない審議会等や女性委員がいない審議会等があり、男女共同参画の視点から、さらなる女性の参画を推進する必要があります。

市民意識調査によると、女性の進出を進めていくために必要なこととして、「女性の採用・登用などへの目標設定、女性の進出を促す計画を策定する」が60%を超えており、具体的な目標設定や計画策定が求められています。

本市では、審議会等における女性の参画拡大に向けて、「一つの審議会等の女性委員の比率は30%以上、また、市全体の審議会等の総数の女性登用率を50%とする」ことを目標として、引き続き取組みを推進します。



【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
21101	女性の市政参画意識の高揚	・行政や議会に対する女性の参画意識を高めるため、女性の意見や要望等を市政に反映させる機会を提供するとともに、実施状況を市ホームページなどで周知する。	人権推進課
21102	政策参画講座に関する情報提供	・女性の政策・方針決定の場への参画を促進するため、政策参画講座に関する情報提供を行う。	人権推進課
21103	女性登用の推進 ★	・市の政策・方針決定の過程において、性別による偏りのない審議会運営を目指すため、女性委員ゼロの審議会等の解消を目指すとともに、全体の審議会等の女性登用率が50%を達成できるよう関係各課へ働きかける。 ・女性委員登用状況調査を、年2回実施して、その結果を市ホームページ等により公表する。	人権推進課
21104	女性の登用推進に関する要綱の遵守	・「久喜市審議会等の委員の女性の登用推進に関する要綱」の周知徹底を図るとともに、団体等への委員選任依頼時における女性委員推薦協力依頼の実施について関係各課へ働きかける。	人権推進課
21105	男女共同参画人材リストの活用	・男女共同参画人材リストの活用を図るため、市内公共施設に公開人材リストを設置し、広く市民に周知を図るとともに、人材リストへの登録を呼びかける。 ・各所属所において審議会等委員選任時や市主催の講演会・講座等の講師を選定する際に、人材リストを積極的に活用するよう促す。	人権推進課
21106	一附属機関における男女の構成比率の遵守	・「久喜市市民参加条例」に規定されている、附属機関の委員の選任における男女の構成比率(男女いずれの委員数も委員総数の30%以上)を遵守するよう関係各課へ働きかける。	市民生活課 人権推進課

★ 目標数値 市の審議会等における女性委員の登用率 50%

施策の方向②

行政における女性職員の管理職への登用推進

市の男女共同参画の推進を図るためには、職員一人ひとりが、男女共同参画の必要性を認識する必要があります。

また、各分野における男女共同参画の取組みを積極的に推進することが重要であり、全庁を挙げて横断的に取組みを実施することで成果が期待できます。

そのほかにも、職域により男女差を設けない視点をもつことや女性職員を積極的に管理職として登用推進することは、市内の民間事業所や市内で活動する各種団体の運営などに対して、男女共同参画社会についての意識啓発を図る上で必要です。

本市の職員全体の男女比は、令和3（2021）年4月1日現在で、男性が58.8%に対して女性は41.2%となっていますが、課長補佐級相当職以上の職員における女性の割合は20.9%となっています。

引き続き、行政における女性職員の管理職への登用を推進し、男女の職員があらゆる分野で対等に参画できるよう、取組みを進めます。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
21201	女性職員の管理職への登用推進	・女性の幹部職員としての育成を図りながら、管理職への積極的な登用に努める。	人事課
21202	働く女性のためのステップアップ支援	・女性の各ライフステージにおける仕事への不安を解消するための研修やメンター制度*等を実施するとともに、学習機会の情報提供等を図る。	人事課 人権推進課

重点施策

施策の柱Ⅱ－2 仕事と家庭の両立支援の推進



施策の方向① 家庭における男女共同参画を推進する啓発活動の充実

家庭で男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりの自覚と積極的な参画が必要です。

ライフスタイルが多様化する中、国においても働き方改革を推進するための関係法令が順次施行されるなど、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られていますが、依然として男性中心の労働慣行が残っており、長時間労働が課題になっています。

市民意識調査によると、仕事を優先した生活を理想としている男性は23.5%ですが、現状では61.2%の男性が仕事を優先した生活を送っています。また、男性と女性を合わせた全体を見ると、地域活動等を優先した生活を理想としている方は57.9%ですが、現状では30.4%と、大きな乖離があります。

家庭における出産・育児・介護等への対応も含め、多様で柔軟な働き方等を通じたワーク・ライフ・バランスを社会が支援していくことが、ますます重要となっていることから、家庭における男女共同参画を推進する啓発活動の充実を図ります。

【具体的取組み】

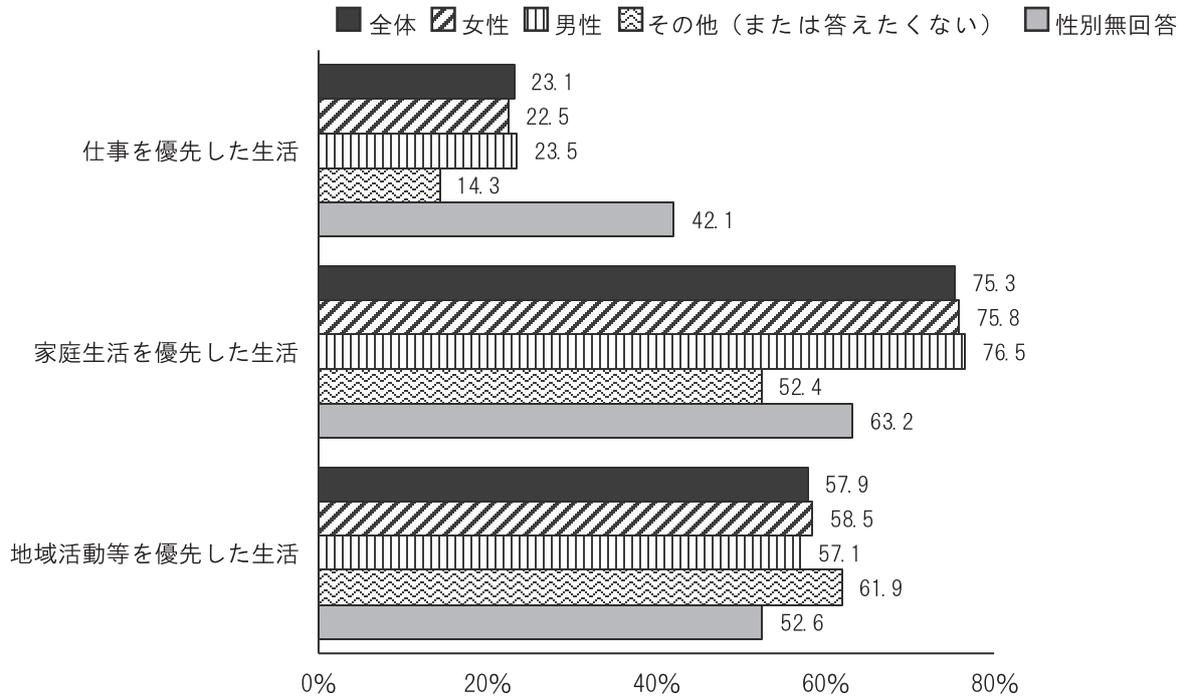
取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
22101	家族で参加できる行事や講座等の開催	・よりよい家庭環境づくりを推進するため、親子や家族で参加できる講座等を開催する。	子ども未来課 中央保健センター
		・よりよい家庭環境をつくるため、親子や家族単位で参加できるスポーツ大会や教室などを開催する。	スポーツ振興課

第3章 計画の内容

■仕事と生活の調和 理想

(仕事と生活のバランスについて、あなたが優先したいと思うものをお答えください。)

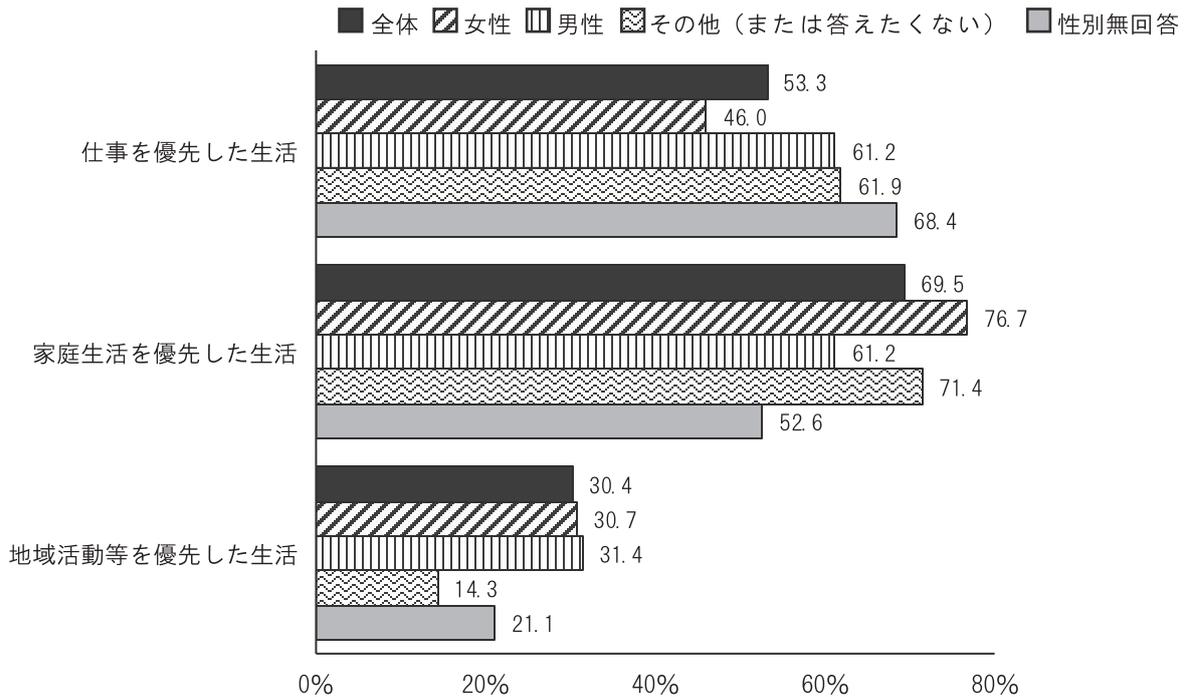
<有効回答数>全体：869件 女性：463件 男性：366件
 その他（または答えたくない）：21件 性別無回答：19件



■仕事と生活の調和 現状

(仕事と生活のバランスについて、あなたの現状で優先しているものをお答えください。)

<有効回答数>全体：869件 女性：463件 男性：366件
 その他（または答えたくない）：21件 性別無回答：19件



資料：「令和3年度 久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

施策の方向②

地域と家庭における男性の参画拡大

女性活躍の推進に向けて、女性が就業を継続したり、復職したりするためにも、また、男性が豊かな人生を送るためにも、地域と家庭における男性の参画拡大を図ることは重要です。

市民意識調査によると、男性の地域活動や家庭生活への参加を進めていくためには「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図る」が53.7%を占めています。次いで、「社会全体で男性の参加を促す」、「男性自身の抵抗感をなくす」、「長時間労働の見直し等により、仕事以外の時間を増やす」と続いており、働き方の見直しや制度の普及等の推進を図るとともに、男性自身の意識改革が求められています。

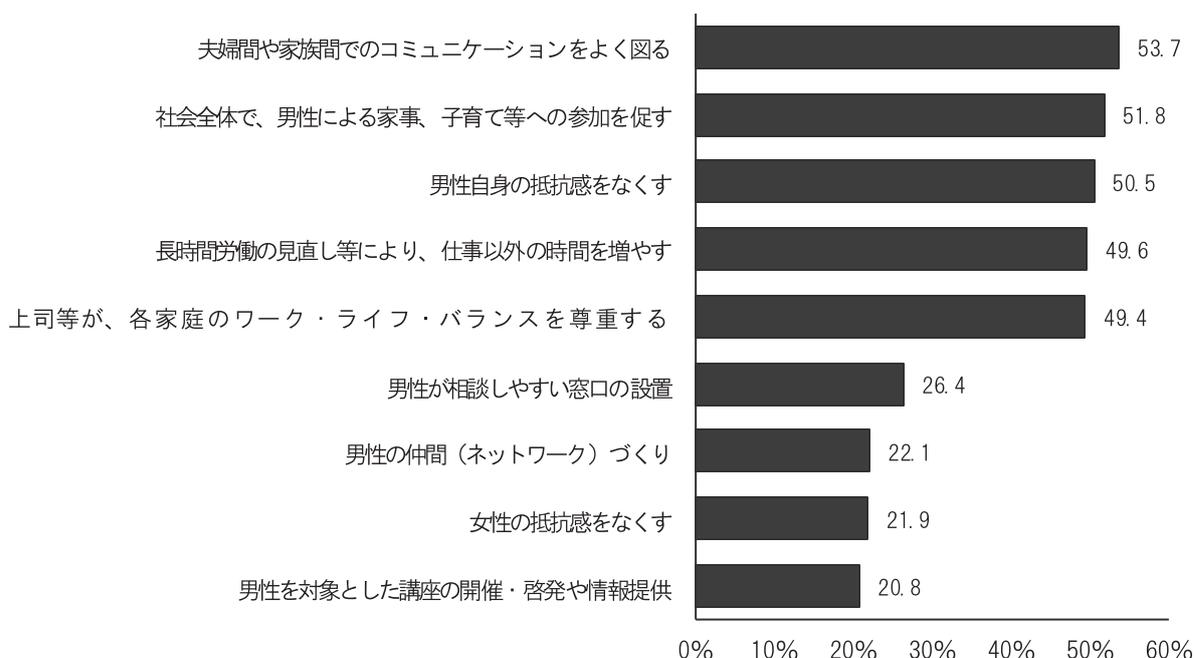
また、男性が育児休業を取得することについて、「積極的に取得した方がよい」と回答した人は全体の59.6%でした。性別で見ると、女性の62.6%に対し、男性は56.6%となっています。男性が育児休業を取得することについて、男性自身はもちろん、社会全体の理解が広まるような取組みを推進していく必要があります。

そのため、男性が参加しやすい講座や行事の開催、男性の育児休業取得に関する情報提供等の充実を図り、男性の地域活動や家庭生活への参画を促進します。

■ 男性の家庭生活等への参加

(今後、特に男性が、家事・子育て・介護・地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。)

<有効回答数> 869件



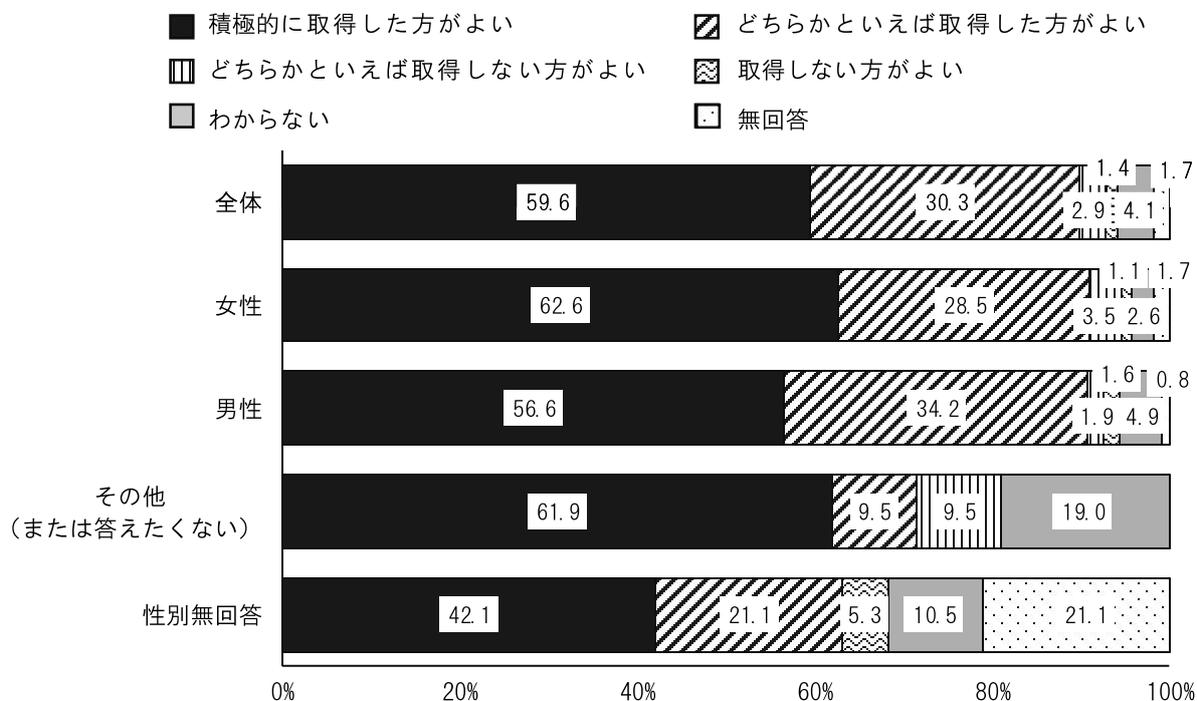
資料：「令和3年度 久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

第3章 計画の内容

■男性の育児休業取得

(男性が、育児休業を取得することについて、あなたはどのように思いますか。)

<有効回答数>全体：869件 女性：463件 男性：366件
 その他(または答えたくない)：21件 性別無回答：19件



資料：「令和3年度 久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
22201	男性に対する啓発の推進	・男性が参加しやすいテーマや時間帯に配慮した講座の開催など、男性の地域活動や家庭生活の充実を図る啓発活動を推進する。	人権推進課
22202	父親の子育て参加の促進	・父親が子育ての喜びや楽しみを見出し、積極的に子育てに参加するよう、父親が子どもとふれあうイベントや行事、講座などを開催する。	子ども未来課 保育課
		・母子健康手帳の交付に併せ、父子健康手帳を配布して、父親としての自覚を促す。 ・ママ・パパ教室での育児学習を通じて、父親の育児参加を促す。	中央保健センター
22203	育児・介護休業法等の制度の周知 ★	・仕事と育児や介護を両立していくための支援制度などの情報提供を行う。	人権推進課 関係課

★ 目標数値 男性が育児休業を積極的に取得した方がよいと考える人の割合 80%

施策の方向③

子育てと介護の支援

性別や就労の有無にかかわらず、多様なライフスタイルに対応し、安心して子育てと介護ができる生活を実現するためには、社会全体で子育てと介護を支えるという基本的な考えのもとで支援することが必要です。

市民意識調査によると、男女共同参画実現に向けた市の施策として、「女性も男性も対等に仕事と家庭の両立ができるよう、育児や介護サービス等の福祉を充実する」が64.7%を占め、平成28(2016)年の調査(57.2%)から引き続き、最も多い結果となっています。

本市の子育て環境の充実については、働きながら安心して子育てができるよう、保育サービスの充実を図るとともに、育児に関する相談支援体制を整備しています。

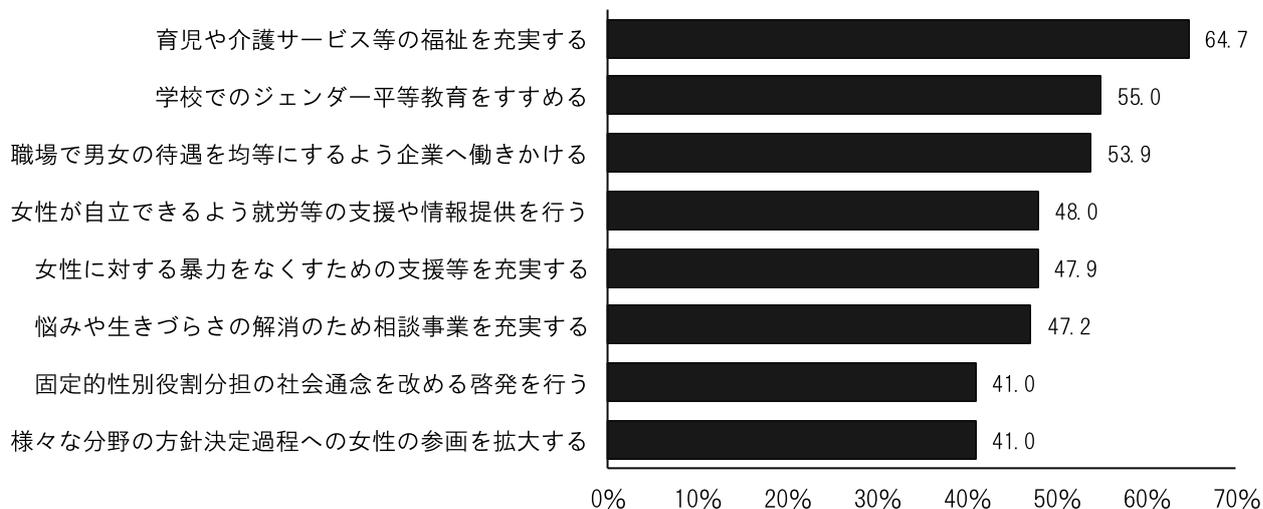
また、本市では、高齢者や障がい者(児)が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、地域における支援体制の構築を継続して進めています。

今後も引き続き、子育てをしている家庭や、高齢者や障がい者(児)の家族及び介護者等の仕事と家庭の両立を支援するため、多様なニーズに対応できるよう、あらゆる分野の関係機関との連携強化を図るとともに、仕事と家庭の両立に不安を抱える方のための相談体制の充実を図るなど、子育てと介護の支援施策の積極的な推進を図ります。

■男女共同参画実現に向けた市の施策

(「男女共同参画社会」を実現していくために、今後、久喜市ではどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。)

<有効回答数>869件



資料：「令和3年度 久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

第3章 計画の内容

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
22301	多様な子育て支援サービス等の充実	・保護者の保育ニーズにあった多様な保育サービスの充実を図る。	保育課 学務課
		・親と子のふれあいや赤ちゃんと絵本を開く時間の楽しさを広め、体験するブックスタート事業を4か月児健康診査時に実施する。	中央保健センター 生涯学習課
		・子育てしやすい環境を整備するため、ファミリー・サポート・センターによる相互援助活動や子育て支援ホームヘルパーの派遣など、多様なサービスを提供する。 ・子育て世帯の経済的な支援のため、子ども医療費支給などの事業を行う。	子ども未来課
		・児童センターや児童館において児童の健全な遊び場を確保するとともに、育児教室や幼児教室など、子育ての楽しさを体験できるような講座等を開催する。	子ども未来課 しょうぶ会館
22302	放課後児童健全育成事業の充実	・小学校の児童をもつ保護者が安心して働けるよう、放課後児童健全育成事業の充実を図る。	保育課
22303	子育て家庭への相談支援及び各種情報提供等の充実	・子どもが心身ともに健やかに育まれるよう、子育て相談事業の充実を図る。 ・育児不安や育児の孤立化を防ぐため、各種健診や乳幼児相談・教室、母子訪問指導などの母子保健事業の充実を図る。 ・ひとり親家庭等の経済的自立と福祉の向上のため、児童扶養手当制度やひとり親家庭等医療費支給事業等の各種援護制度の周知及び利用促進を図る。	中央保健センター 子ども未来課 保育課
22304	子育てを支援する交流の場の提供	・子育て支援センターや幼稚園などにおいて、子どもやその保護者が気軽に利用し、交流を深めることのできる場を提供することにより、子育て中の保護者の支援を図る。	子ども未来課 学務課

★ 目標数値 保育所等待機児童数 0人

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
22305	保護者の行事等への参加に対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・就労している保護者も学校行事等に参加しやすくなるよう、保育・授業参観、保護者会等の行事を土日に開催するなど、開催日時や開催時間などを配慮する。 ・パートナーシップを宣誓した家庭においても、行事等に参加しやすいよう配慮する。 	保育課 学務課 指導課
		<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもをもつ保護者が、安心して気軽に各種講座や催しものに参加できるよう、市で開催する講座は保育付きを原則とする。 	関係課
22306	介護者のための相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者の負担軽減を図るため、介護者支援に関する取組みや相談窓口について、市ホームページなどで広く周知する。 	高齢者福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定者やその家族の相談及び苦情に対応するとともに、サービス提供事業者等と連携し、問題の改善やサービスの質の向上を図る。 	高齢者福祉課 介護保険課
22307	育児休業・介護休業などに関する制度等の周知及び活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭と仕事の両立を支援するため、事業者等に対して育児休業・介護休業などに関する様々な制度の周知を図るとともに、制度の積極的な活用の促進を図る。 	人権推進課 久喜ブランド推進課

施策の柱Ⅱ－3 働きやすい職場環境づくり



施策の方向①

男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

これまでの労働環境では、長時間勤務や男女の賃金格差、男性中心の労働慣行が残っており、育児・介護等と両立しながら能力を十分に発揮して働きたい人が思うように活躍できない状況がありました。

少子高齢化が進み、様々なライフスタイルがある中で、働きたい人がいきいきと働くことができる環境づくりは、ダイバーシティ*の推進や多様な視点によるイノベーション*の促進につながり、社会経済の活力の向上という点からも、極めて重要な意義をもっています。

市民意識調査によると、職場における男女間の待遇の差が「ない」と回答した割合は全体の63.4%で、平成28（2016）年の調査から8.7ポイント高くなっており、男女間の待遇の差が改善されてきていることがわかります。

そうした中で、男女が共に仕事と家庭を両立していくための条件として、「育児・介護休業などを利用できる職場環境をつくる」が39.7%で最も多く、「給与等の男女間格差をなくすこと」が38.9%と続いています。

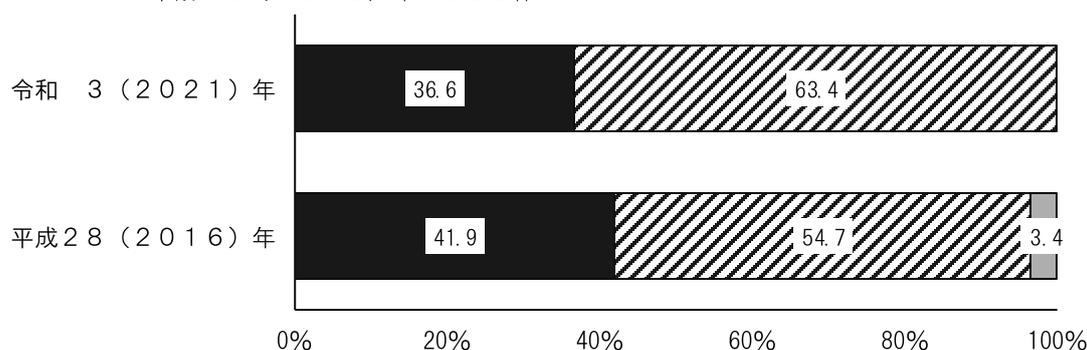
本市の女性の労働力率は全体的に底上げされてきていますが、市民意識調査の結果等を踏まえ、雇用の分野における男女の均等な機会及びテレワーク*の導入やオンラインの活用など多様な働き方の確保に向けた支援や、各種ハラスメント等の根絶など、男女が働きやすい就労環境の整備をさらに推進します。

■職場での待遇面での男女差

（現在、就業している方に伺います。あなたの職場では、待遇の面で男女間に差があると思いますか。）

<有効回答数>令和 3（2021）年：869件
平成28（2016）年：983件

■ ある ▨ ない ■ 無回答



資料：「久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
23101	事業者向け啓発活動の推進	・市内事業所を対象に、男女共同参画に関する情報提供や仕事と家庭の両立支援などをテーマとする講座の開催などを行い、事業所との協働により男女共同参画推進を図る。	人権推進課
23102	女性管理職登用についての啓発	・事業所に対して、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)*に関する情報提供を行い、女性管理職登用の促進を図る。	人権推進課
23103	労働に関する法制度等の普及・啓発	・事業所に対して、改正男女雇用機会均等法など、労働に関する様々な法制度の周知を図るとともに、男女就業者が共に仕事と家庭の両立が図れるよう、労働時間の短縮やフレックスタイム制*の導入などについて、普及啓発を図る。 ・パートタイム労働者の雇用改善に関する情報を提供する。	久喜ブランド推進課
23104	女性が働きやすい就労環境の整備の啓発	・事業所に対して職場における各種ハラスメントの防止や女性の健康管理対策の推進、育児休業や長時間労働の見直しなど、法律や指針の周知を図り、女性が働きやすい就労環境の整備に努める。	人権推進課 久喜ブランド推進課
23105	市職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備	・職員の仕事と家庭の両立支援を推進するため、性別にとらわれず、育児休業が取得しやすい職場環境の整備に努める。	人事課

施策の方向②

女性がチャレンジできる環境づくりへの支援

少子高齢化により労働力人口が減少する中で、働きたい人が性別にとらわれることなくその能力を発揮できる社会づくりが求められています。

しかしながら、育児や介護等を理由に働くことができない女性は多く存在しています。また、能力が十分あるにもかかわらず、固定的な性別役割分担意識を背景に働くことができず、能力を活かせない場合もあります。

女性が自らをエンパワーメント（力をつけること）し、十分に能力を発揮することができ活躍できる社会づくりは、経済社会の活性化や個人の幸福という点からも重要な意義をもっています。

多様な生き方や働き方が選択できる社会において、再就職、起業等を目指す女性に対し、就労に直結するデジタル技術の習得などを含め、自らの能力を発揮した働き方が実現できるよう、女性がチャレンジできる環境づくりを支援します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
23201	女性のキャリアアップや起業に関する支援の充実	・デジタル分野の技術習得など、女性のキャリアアップや起業支援のための講座の案内や、時間や場所にとらわれないテレワークなど、多様な就労形態に関する様々な情報を提供する。	人権推進課
		・起業を目指す女性を支援するため、資金や経営、技術などに関する関係機関の支援事業及び支援実施機関の情報提供を行う。	久喜ブランド推進課
23202	再就職や労働相談に関する情報提供	・女性の職域拡大や再就職を希望する女性を支援するため、市ホームページなどを活用し、再就職支援や労働に関する相談機関等の周知を図る。	人権推進課 久喜ブランド推進課
23203	働く女性及び再就職希望者への情報提供	・働いている女性の悩みに対する相談や、働きたいまたはチャレンジしたいと希望する女性のための支援や講座などの情報提供を行う。	人権推進課
23204	就労に関する情報の提供	・内職相談において、家内就労に関する情報の提供とあっせんをする。	久喜ブランド推進課

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
23205	能力開発講座（労働講座）に関する情報の提供	・県など関係機関と連携して、女性の職業技術取得や女性の能力開発につながる講座（労働講座）に関する情報提供を行う。	久喜ブランド推進課
23206	農業に従事する女性への支援	・農業に従事する女性の労働負担を軽減し、働きやすい就業環境をつくるため、家族協力が得やすくなるよう啓発活動を推進するとともに、家族経営協定*の普及を図る。 ・農業経営に必要な知識や技能を修得するための研修などに関する情報提供を行う。	農業振興課

施策の柱Ⅱ－4 男女が共に担う地域社会づくりの推進



施策の方向① 地域活動における男女共同参画の推進

地域においては、コミュニティの希薄化等の様々な変化が生じている中で、地域で暮らす男女が互いの人権を尊重し、思いやりをもち、それぞれのライフスタイルに応じて地域を担っていくことが求められています。

それぞれの地域は、家庭とともに私たちにとって最も身近な暮らしの場となっており、あらゆる世代にとってやさしい地域であることが必要です。

そうしたことから、地域力を高めていくためには、多様な年代層の男女が担い手となるとともに、様々な視点から対応できる多様な人材の確保が必要です。

これまで地域活動に積極的に参画できなかった女性や、定年退職者等に対して地域活動への参画を促進し、地域とのつながりをもつことにより心豊かな生活が送れる環境づくりを行い、男女が共に担い、多様性に富んだ活力ある地域社会づくりを目指します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
24101	あらゆる人の地域活動への参画支援	・高齢者や障がい者、子育て家庭など、あらゆる人が男女偏りなく共同して地域活動に参画できるよう働きかける。 ・女性が地域の住民組織リーダーとして活躍できるよう、男女共同参画に関する啓発活動を行う。	人権推進課 関係課
24102	市民活動の推進	・市民活動を行う団体に関する情報の周知などを行うことで、市民活動の推進を図る。	市民生活課
24103	地域活動の拠点となる施設の環境整備	・男女が地域活動に積極的に参加できるよう、地域交流活動の拠点となる施設の環境整備を行う。 ・学校教育に支障のない範囲で小・中学校の校庭及び体育館を開放し、スポーツ活動の場の提供を行う(学校体育施設開放事業)。	社会福祉課 スポーツ振興課
24104	各種事業・会合等への参加しやすい開催日時等の配慮	・各種事業や会合などに開催日時の配慮を行い、男性も地域活動に参加しやすい環境整備を行う。	関係課
24105	健康づくり、スポーツ・レクリエーション事業の充実	・男女が地域の中で健康な生活を送れるよう、健康づくり事業やスポーツ・レクリエーション活動の充実を図る。	中央保健センター スポーツ振興課

目指す姿Ⅲ すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生活することは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となります。

しかしながら、固定的性別役割分担意識や経済力の格差などの社会構造の問題のほか、新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化などにより、配偶者等からの暴力が増加しています。また、DVの被害者の多くは女性であり、近年、SNSなどのコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の被害は多様化しています。

暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、被害者の心への影響が大きく、その後の人生に大きな支障をきたし、貧困や様々な困難につながることもある深刻な問題です。

被害者が抱える多様な困難に、関係機関が早期に連携して対応しながら、継続した支援を切れ目なく提供する必要があります。

現在、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、精神的暴力を含めた配偶者等からの暴力に関する相談件数が増加したことや、SNSやメールなどの多様な相談手段へのニーズの増加も踏まえ、本市では配偶者等暴力相談支援センター設置の検討など、相談支援体制の充実を図っていきます。

本計画は、DV防止法に基づく市町村基本計画として、DVの防止及び被害者支援に向けた施策を推進することとしており、被害者支援にあたっては、被害者の子ども等の安全確保も含めた施策を推進します。

施策の柱Ⅲ－1 生涯を通じた健康支援



施策の方向① 健康づくりの推進

生涯を通じた健康の保持のためには、男女が正確な知識や情報を入手し、健康状態に応じて適切に自己管理を行うことや、性差に応じた的確な医療を受けることが必要です。

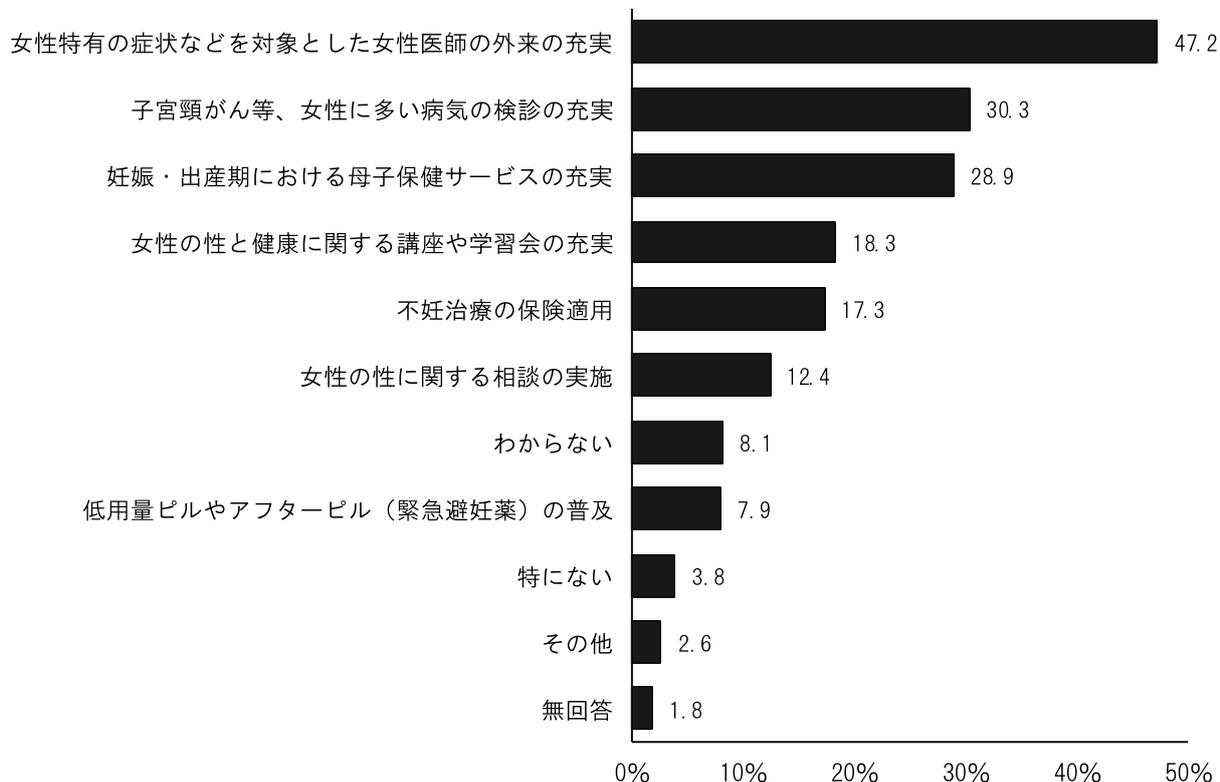
特に、女性の心身の状況は思春期、出産期、更年期、老年期など、各ライフステージに応じて大きく変化します。女性の社会進出が進む中で、妊娠・出産時における健康問題や更年期に関する理解や治療の普及など、性差に基づく支援体制の充実が求められていることから、長期的、継続的かつ総合的な支援を行います。

また、本市の健康増進・食育推進計画との整合性を図り、生涯にわたる健康づくりを推進します。

■女性の健康支援のために重要なこと

(女性が特有の心身の変化を経験する中で活躍できるよう、生涯にわたり健康を支援するためには、どのようなことが重要だと思いますか。)

<有効回答数> 869件



資料：「令和3年度 久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
31101	生涯にわたる健康づくり・食育推進	・子どもから高齢者まで生涯にわたる健康づくりを進めるため、所管課、関係課において、健康づくり・食育推進事業等を実施する。	健康医療課 中央保健センター 関係課
31102	健康づくり・食育推進のための情報提供と啓発活動の充実	・市ホームページの健康・食育ナビに健康づくりや食育推進のための情報掲載等をし、啓発活動の充実を図る。	健康医療課
31103	各種健康診査事業等の充実と受診促進 ★	・国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者を対象に、特定健康診査・健康診査の無料実施や、人間ドック・脳ドックの受診費用の一部を助成する。 ・国民健康保険の被保険者を対象に、市が行う各種がん検診の受診費用（自己負担金）の助成を行い、健康の維持増進を図る。	国民健康保険課
31104	妊娠・出産等にかかわる健康支援の充実	・子育て世代包括支援センターの運営により、妊娠・出産等に対する正しい知識の普及及び相談・支援を行う。 ・妊娠届出時等での保健事業の紹介やママ・パパ教室の開催、妊産婦訪問指導等を行う。 ・不妊に関する経済的支援を行う。	中央保健センター
31105	介護予防事業の充実	・高齢者が、要介護状態になることを予防し、自立した生活を続けることができるように、介護予防に向けた事業を行う。	高齢者福祉課
31106	健康づくり・食育推進体制の強化	・医師会・歯科医師会をはじめとする、関係団体や公募の市民等で構成される健康増進・食育推進会議と行政との連携を強化し、健康増進・食育推進体制の充実を図る。	健康医療課
31107	既存組織等を活用した各種健康情報の提供	・既存組織等を活用し、健康づくりに関する情報の提供を行う。	健康医療課 中央保健センター
31108	保健活動に関する地域組織等の育成	・愛育班員や食生活改善推進員などの地区組織関係者を対象に研修会を開催し、保健活動を推進する地域組織の育成を図る。	中央保健センター

★ 目標数値 がん検診延べ受診者数 37,000人

施策の方向② 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の普及と啓発

いつ、何人の子どもを産むか、産まないかなど、性に関するすべてにおいて自ら選択する自由があり、心身やその健康についての正しい知識や情報を入手していくことは、男性も女性も生涯にわたって健康に生活するために必要なことです。

特に、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*」の視点が特に重要です。

これらの観点から、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり支援するための取組みや、男女の性差に応じた健康を支援するための取組みを総合的に推進します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
31201	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発活動の推進	・年齢とともに変化する身体と心への影響などの理解促進や、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及を図るため、各種講座や学習機会などに情報提供を行う。	人権推進課
31202	母性保護に関する情報の提供	・妊娠・出産期等の健康支援を図るため、母子健康手帳交付時等に、母性保護に関する各種情報の提供を行う。	中央保健センター
31203	人間尊重に基づいた性教育の推進	・人権尊重や男女平等の理解と協力の意識を高めるため、各教科や道徳、特別活動などの教育活動を通して、人間尊重に基づいた性教育を推進する。	指導課
31204	性に関する教育活動の推進	・男女が互いの性について正しい知識を身につけ、尊重できるよう、性に関する情報の提供を行う。	人権推進課
		・性に関する情報を適切な時期に提供できるよう、各種パンフレットの配布を行うなど、性に関する教育活動を行う。	中央保健センター
31205	HIV／エイズ及び性感染症に対する啓発・相談と妊婦HIV抗体検査の実施	・市ホームページへの掲載などにより、HIV／エイズ及び性感染症に関する正しい情報や知識の普及啓発を行う。 ・HIV／エイズ及び性感染症に関する相談を関係機関と連携して実施するとともに、妊婦を対象としたHIV抗体検査を実施する。	健康医療課 中央保健センター

施策の柱Ⅲ－2 生活上の困難に対する支援



施策の方向① 生活上の様々な困難を抱えた女性などへの支援

未婚、離婚の増加などによるひとり親世帯の増加、雇用の不安定さなど、生活や社会環境の変化により、若年者から高齢者に至るまで経済的に困難を抱える人が増加しています。特に女性は、出産・育児による就業の中断や非正規雇用の割合の高さ、高齢期の単身生活の長期化、貧困など生活上の困難を抱えやすい傾向があります。加えて、女性の貧困の深刻化により、子どもの貧困も引き起こす可能性があります。

このような貧困などの生活上の困難に対する支援とともに、これらの困難を防止するための取組みも重要になっています。

また、災害や感染症の拡大といった非常時には、社会的に弱い立場の人々の生活に、さらに深刻な影響をもたらすことから、平常時から、非常時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要があります。

生活上の様々な困難に加え、女性であることでさらに困難を抱える方が安心して生活できるよう、男女共同参画の視点に立ち支援の充実を図ります。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
32101	重層的支援体制の整備	・複合・複雑化した相談に対応する体制を整備し、生活上の様々な困難をかかえた方への包括的な支援体制の充実を図る。	社会福祉課 関係課
32102	生活困窮・生活保護世帯の自立に向けた支援	・生活困窮世帯に対し、生活困窮者自立相談支援事業等を実施することにより、自立に関する情報の提供や就労に関する支援を行い、世帯の自立促進を図る。 ・生活保護世帯に対し、就労支援相談等の取組みを実施することにより、世帯の経済的自立に向けた支援を行う。	生活支援課
32103	助産施設入所事業	・経済的理由により、入院助産を受けられない妊産婦を保護し、助産施設において助産を実施する。	子ども未来課
32104	母子生活支援施設入所事業	・生活上の様々な問題により、児童の養育が十分にできない母と、その児童を母子生活支援施設に保護し、自立を支援する。	子ども未来課

施策の方向② 外国人、高齢者、障がい者、性的少数者、犯罪被害者への支援と関係機関との連携協力

市内の外国人人口は増加傾向にあります。言葉や文化の違いから社会生活の中で孤立しやすく、相談できる機関等の情報を取得しにくい状況があります。そのため、外国語や、やさしい日本語のリーフレット等による情報提供を行うとともに、関係機関と連携協力した相談や支援を行います。

また、本市では令和4（2022）年4月1日現在、高齢化率が31.3%となっています。多くの高齢者や障がい者が自らの意欲や心身の状態に応じて活躍できるよう、きっかけづくりや情報発信を行うとともに、関係機関との連携協力により虐待防止の取組みや相談支援体制の充実を図ります。

また、性的少数者や犯罪被害者など、日常生活において困難な状況に置かれやすい方々が、その能力や意欲を發揮しながら活躍できるよう支援を行います。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
32201	男女共同参画の視点に立った環境整備とまちづくりの推進	・男女共同参画の視点に立ち、子どもから高齢者まであらゆる市民が利用しやすい公共施設の整備を進めるとともに、自然・生活環境に配慮したまちづくりを推進する。	関係課
32202	地域における国際交流の推進	・行政と国際交流団体等との協働関係を構築するとともに、その団体に対する活動支援を行う。 ・外国籍市民との交流や、ホームステイの受け入れなど、外国人との交流機会の拡充を図る。	市民生活課
32203	外国人への情報提供の充実	・外国人が快適な生活が送れるよう、保健行事日程表や生活ガイドブック・健康や基本的生活に係る資料等、外国語及びやさしい日本語による生活情報の提供の充実を図る。 ・公共サインの英文字併記表示や公共施設案内板の設置、さらに日本語教室の充実等に努める。	市民生活課 関係課

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
32204	高齢者虐待の防止に向けた取組み	・地域包括支援センター職員に対し、事例検討会などを開催し、早期発見とその対応に努める。	高齢者福祉課
32205	障がい者虐待の防止に向けた取組み	・被虐待者の迅速な安全確認を行う体制を整えるとともに、障がい者の虐待防止に関する啓発活動を実施する。	障がい者福祉課
32206	高齢者、障がい者等への相談支援の充実 ★	・高齢者、障がい者、介護者等の日常生活及び権利擁護等に関する相談・支援体制の充実を図る。	高齢者福祉課 障がい者福祉課
32207	高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加活動の促進	・男女共同参画の視点に立ち、高齢者や障がい者の社会参加を促進するため、就労支援や余暇活動支援等、多様なニーズに応じた各種取組みの充実を図る。 ・分野別計画に基づく福祉サービスを充実させ、高齢者や障がい者の心身の健康の増進を図るとともに、家庭における介護の負担の軽減や仕事と家庭の両立を支援する。	高齢者福祉課 障がい者福祉課
32208	性の多様性に関する理解の推進と情報提供の充実	・性的少数者に関するパートナーシップ宣誓制度などの取組みを広く周知することにより、市民や事業者の性の多様性に関する理解を深め、性的少数者の生きづらさの軽減を図るとともに、相談・支援に関する情報提供を行う。	人権推進課
32209	犯罪被害者等支援対応の充実	・犯罪被害者等が直面している多岐にわたる問題の相談について総合的に対応し、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。	市民生活課

★ 目標数値 地域包括支援センターの相談件数 37,500件

■ パートナーシップ宣誓証明カード

第	号
 パートナーシップ宣誓証明カード	
_____ 様	_____ 様
_____ 年 _____ 月 _____ 日生	_____ 年 _____ 月 _____ 日生
久喜市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、お二人が宣誓されたことを証します。	
 宣誓日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	久喜市長 

施策の柱Ⅲ－3 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進



施策の方向① 防災活動における男女共同参画の推進

平成23（2011）年の東日本大震災や令和元（2019）年の東日本台風（台風19号）といった大災害の経験から、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進が重要視されています。

災害時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、家事・育児・介護等の負担が女性に集中することや、DVや性暴力被害のリスクが高まる傾向にあることから、女性に配慮した災害支援が必要です。

平常時から男女共同参画の視点を踏まえた防災の取組みが重要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化しないような支援が求められています。

そのため、防災・災害復興時における意思決定過程や現場での女性の参画促進を図りながら、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
33101	防災等に配慮したまちづくりの推進	・自然災害などから市民の生命や財産を守り、安全な生活環境を整備するため、防災等に配慮したまちづくりを推進する。	消防防災課 関係課
33102	女性の視点を取り入れた防災訓練の実施	・災害発生時の被害を最小限にとどめるため、市、防災関係機関、市民及び事業所等が災害に対応できる体制を目指し、各種訓練を実施する上で性別による役割分担意識を見直し、女性への配慮など男女共同参画の視点を取り入れて防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会を提供する。	消防防災課
33103	自主防災組織の育成支援	・地域の自主防災活動を促進し、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成及び育成・強化を積極的に推進し、女性の参画促進や女性リーダーの育成にも努める。	消防防災課

★ 目標数値 自主防災組織の組織数 175 組織

施策の柱Ⅲ－4 性別によるあらゆる暴力の根絶に向けた

啓発活動の推進

【DV防止法に基づく市町村基本計画として位置付け】



施策の方向① 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発及び被害者への対応

DVは、決して許されるべきものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVなどの性別による暴力の根絶を図ることは、男女が尊重し合い、認め合える社会を実現していく上で重要な課題です。

暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等があり、性別による暴力の根絶には、社会における男女間の格差是正と暴力を許さないという意識改革が必要です。

市民意識調査によると、なぐる、ける、物をなげる等の「身体的暴力」については、DVとしての認識が高くなっていますが、長期間無視する、電話やメール等を監視する等の「精神的暴力」については認識が低くなっています。

今後もDV防止に向けた啓発活動を推進するとともに、DV被害者への迅速かつ適切な対応を行います。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
34101	配偶者等に対する暴力の根絶に向けた啓発活動の推進	・配偶者等に対する暴力の根絶を図るため、女性に対する暴力をなくす運動などの機会を通して、パネル展示やリーフレットの活用などにより、啓発を重点的に行う。	人権推進課

■ DV相談啓発カード



(表)



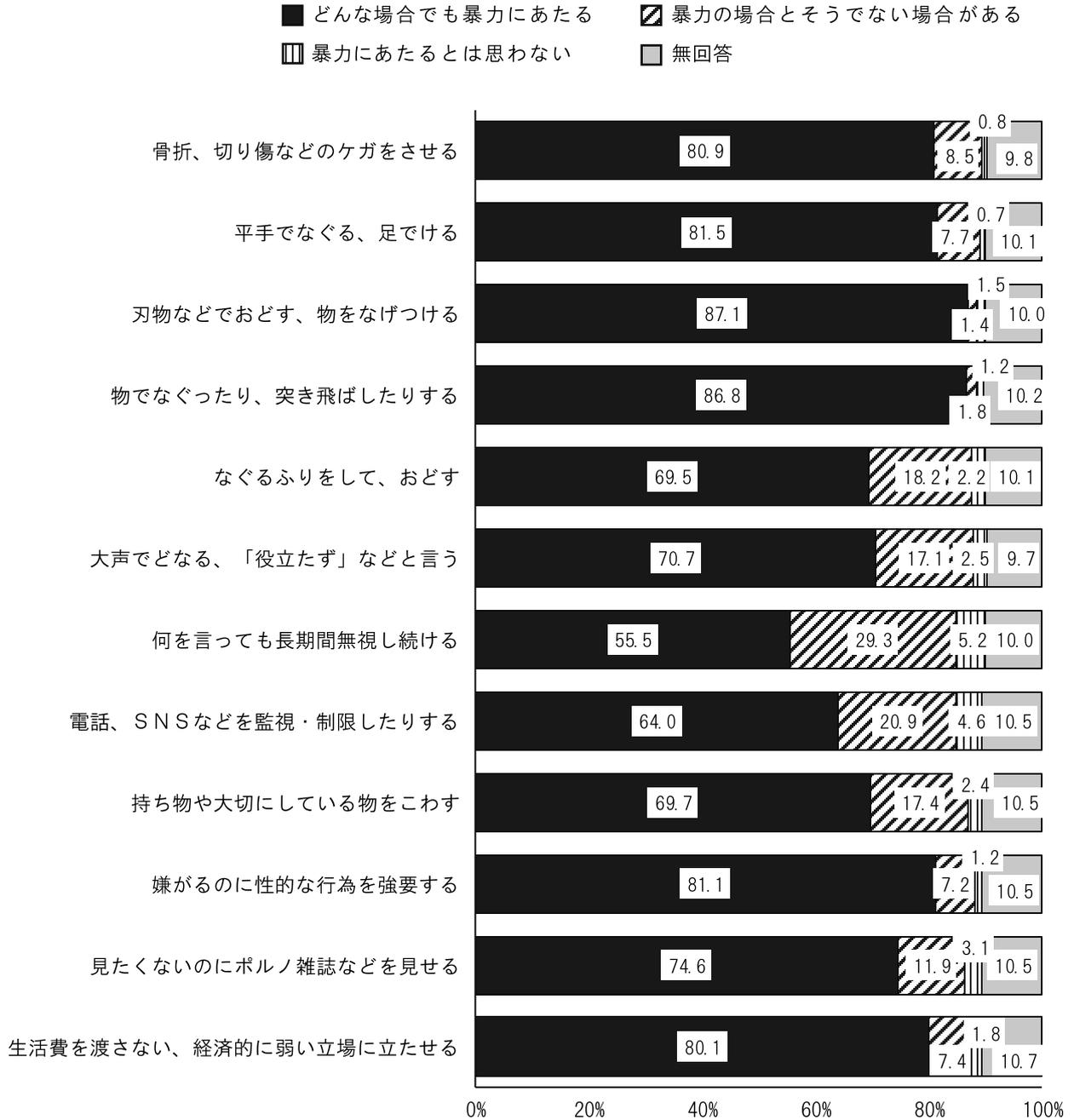
(裏)

第3章 計画の内容

■DVについて

(次のような行為が配偶者等との間で行われた場合、あなたはどのように感じますか。)

<有効回答数> 869件



資料：「令和3年度 久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

施策の方向②

若年者に対する予防啓発活動の推進

DVは、配偶者間だけでなく、恋愛関係にある者の間でも起こります。交際期間中から暴力を受け、配偶者となっても継続してDVを受ける場合もあります。

中学生アンケートによると、交際相手からのデートDVについて見聞きしたことがある、との回答は、「たたいたりけったりすること」では17.5%、「携帯電話の履歴やメッセージをチェックすること」では27.4%となっています。

デートDVを未然に防ぎ、暴力の連鎖を防ぐためには、若年者に対して、パートナーとの間においてお互いを尊重する関係を築き、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を醸成させることが重要であることから、若年者及びその保護者等に対して、DVの予防啓発を行います。

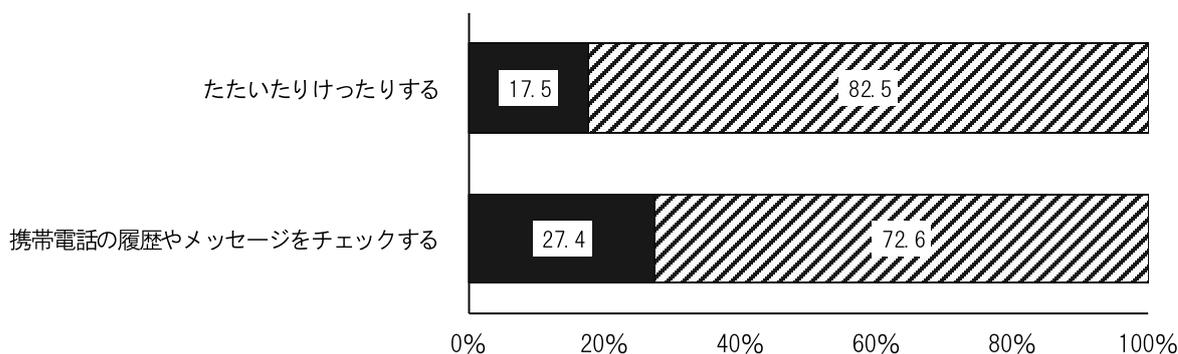
■ デートDVの経験など

(あなたは交際相手との間で次のようなことを見聞きしたことはありますか。)

<有効回答数> 1,049件

■ 見聞きしたことがある

▨ 見聞きしたことはない



資料：「令和3年度 男女共同参画に関する中学生アンケート調査結果」

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
34201	デートDV防止に向けた啓発活動の推進 ★	・DVは配偶者間だけではなく、若い恋人の間でも発生するという認識に立ち、若年者向けのDV防止普及啓発資料の配布や保護者対象のDV防止に関する講座の開催など、若い男女間の暴力の防止に向けた啓発活動を推進する。	人権推進課
34202	保護者に対する意識啓発の充実	・保護者会や公開授業を通して、男女平等や家族の絆の大切さ等についての啓発を行う。	指導課

★ 目標数値 デートDVの認知度 100%

重点施策

施策の柱Ⅲ－5 相談・支援体制の充実

【DV防止法に基づく市町村基本計画として位置付け】



施策の方向① 被害者のための相談・支援体制の充実

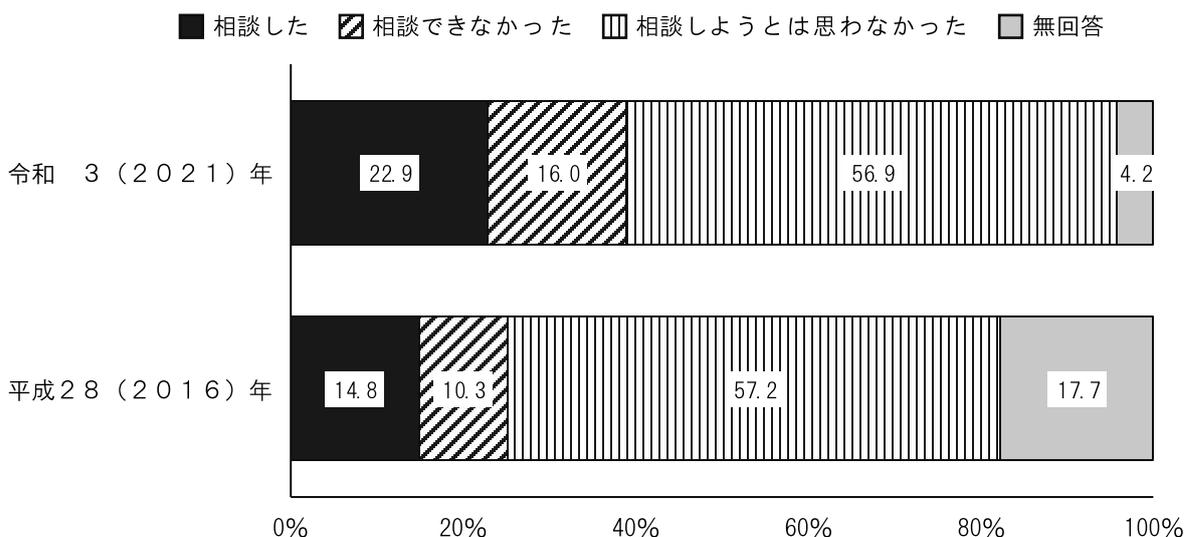
配偶者等からの暴力は、被害者の生命身体の安全にかかわる問題です。被害者の安全を確保するためには、相談窓口の周知を図るとともに、庁内関係部署との連携を図り、被害者の支援体制を充実させることが重要です。

DV被害者が、被害について他者に話すということは、相当の勇気を必要とする行動です。支援者は被害者の心理状況をよく理解し、対応の質と技術の向上を図る必要があります。

また、市民意識調査によると、被害者のうち56.9%の人が、「相談しようとは思わなかった」と回答し、平成28（2016）年の調査（57.2%）から0.3ポイントしか減少していないことから、被害の拡大防止のためにも、被害者が早期に相談できる体制を整備するとともに、適切な支援を行えるよう関係各課及び関係機関と連携を図ります。

■ DVの相談（あなたは受けた行為について、誰かに相談しましたか。）

<有効回答数>令和 3（2021）年：262件
平成28（2016）年：418件



資料：「久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
35101	女性相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力に関する事、夫婦や家族に関する事など女性の悩みごとについて相談しやすい環境整備を進めるため、「人権・女性相談」及び「女性の悩み（カウンセリング）相談」を実施する。 ・女性にかかる相談に適切に対応するため、関係機関等との連携を深め、女性相談事業の充実を図る。「女性の悩み（カウンセリング）相談」については、毎月2回（第1・第3金曜日）実施のほかに日曜日に特設相談を実施する。 	人権推進課
35102	女性及び児童相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・女性や児童等の適切な支援を行うため、女性や児童に関する相談事業の充実を図る。 	子ども未来課
35103	相談担当職員の資質向上 ★	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者のための相談・支援体制の充実のため、DV相談対応マニュアルの活用や、研修の受講や相談対応に関する情報交換を行うことにより、相談担当職員の資質の向上を図る。 	人権推進課
35104	民生委員・児童委員等を対象とした意見交換会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・DVに関する実態の把握や被害者から相談を受けた場合の対応方法（関係機関との連携など）について、情報提供や意見交換を行う。 	人権推進課 社会福祉課
35105	外国人向けのDVに関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語によるDV支援のリーフレット等を配架し、外国人被害者への支援の充実を図る。 	人権推進課 市民課（総合窓口）

★ 目標数値 DV被害者のうち、誰かに相談した人の割合 100%

施策の方向② 関係機関との連携強化

DV防止法において、国及び地方公共団体は、DVを防止するとともに、被害者の自立支援を含め、その適切な保護を図る責務を有すると規定されています。

本市では、DVの被害者にとって最も身近な行政機関としての役割を担い、相談にあたっては被害者の状況、緊急性などを的確に把握し、安全確保や自立支援など、個々の対応についてコーディネートする必要があります。

そのため、被害者の事情に応じたきめ細かな支援を行えるよう、関係機関との連携強化を図ります。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
35201	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策連絡会議の充実	・配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策連絡会議を開催し、関係機関相互の連携の強化、情報の共有、被害者支援の取組みの強化などを図る。	人権推進課
35202	被害者への総合的支援の整備	・DV被害者の状況を的確に把握し、適切な支援を行うため、庁内関係課間での連携に努め、被害者への総合的支援の整備を図る。	人権推進課 子ども未来課 関係課

第 4 章

計画の推進体制

1 本市の推進体制の充実

「久喜市男女共同参画を推進する条例」及び「久喜市男女共同参画行動計画」に基づき、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画を推進していくためには、その推進体制の充実を図る必要があります。

また、男女共同参画社会の実現に向けた施策は、幅広い分野にわたっており、行政全般にわたる取組みが必要です。

そこで、本市の男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の項目に取組みます。

(1) 男女共同参画の視点に立った市の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けた計画の各施策は教育、労働、福祉、保健などの幅広い分野にわたっており、計画を総合的に推進するために、市は基本理念に基づき、自ら率先して施策に取り組めます。

特に、市職員の男女共同参画意識を高めるため、職員研修や情報提供を行うとともに、各課が連携し、横断的に計画を推進します。

(2) 久喜市男女共同参画審議会

「久喜市男女共同参画を推進する条例」第18条に基づき、「久喜市男女共同参画審議会」を設置し、基本計画の策定や、男女共同参画の推進に関する重要事項を審議します。

(3) 市民、事業者との協働

「久喜市男女共同参画を推進する条例」では、市民及び事業者は基本理念について理解を深め、さらに、事業者は男女が共同して参画できる体制の整備を推進するよう努めなければならない、とうたっています。市、市民、事業者が協働して計画を推進できるように協働体制の充実を図ります。

(4) 学校教育その他の教育に携わる者との連携

「久喜市男女共同参画を推進する条例」では、学校教育その他の教育に携わる者は、基本理念に配慮した教育を行うように努めなければならない、とうたっています。保育所、幼稚園、学校と連携して男女平等教育を推進するとともに、保育士や教員に対しても男女平等意識の啓発を図ります。

（5）施策に対する苦情への対応

市の男女共同参画施策に対する苦情の申出に対して、「久喜市男女共同参画を推進する条例」に基づいた適切な対応を行います。

（6）国・県等関係機関との連携

国や県、近隣市町など関係機関との連携を深め、情報交換などを行い、市の男女共同参画の一層の推進を図ります。

（7）男女共同参画に関する情報の収集・調査研究の実施

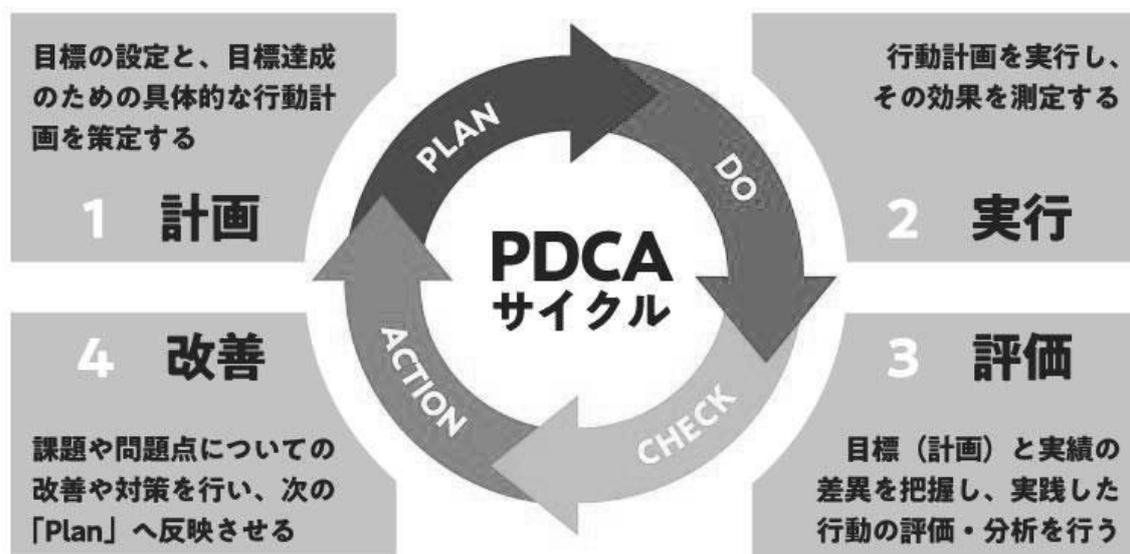
世界や国、県、近隣市町などの男女平等や男女共同参画に関する情報を幅広く収集し、本市の現状を把握するとともに、計画推進の基盤とするため、男女平等や男女共同参画に関する意識調査を行います。

（8）計画の進行管理（施策の点検と評価の実施）

男女共同参画社会の実現のためには、幅広い分野にわたる本計画の施策を、総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

本計画では目標数値を設定し、その目標数値に対する達成度を把握するとともに各施策の効果を検証し、取組みを推進します。

また、本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、施策の推進状況を進行管理するとともに、「久喜市男女共同参画審議会」において、取組みの実施状況を確認し、施策の実効性を高め、本市の男女共同参画の推進を図ります。



資料編

1 策定の経過

	内 容
令和3年5月11日	○令和3年度第1回男女共同参画審議会 ・第3次計画策定スケジュールの概要説明
令和3年7月9日	○令和3年度第2回男女共同参画審議会 ・市民意識調査及び中学生アンケート調査 調査票について
令和3年9月1日 ～令和3年10月6日	○中学生アンケート調査実施 対象:市内中学校3学年 1,049人 各自のタブレット端末から回答
令和3年10月1日～ 令和3年10月22日	○市民意識調査実施 対象:18歳以上の市民 2,000人(女性1,000人、男性1,000人) 回答者数:869名(43.5%)
令和4年1月28日	○令和3年度第3回男女共同参画審議会 ・第3次計画策定の諮問 ・市民意識調査、中学生アンケート調査実施報告 ・第3次計画策定の趣旨、基本的な考え方等の説明 ・第3次計画の体系の説明
令和4年3月3日	○第3次計画策定に関する学習会 ・市民意識調査、中学生アンケート調査結果概要について ・第2次計画の数値目標達成状況について ・久喜市の男女共同参画に関する現状と課題について
令和4年3月17日	○令和3年度第4回男女共同参画審議会 ・市民意識調査、中学生アンケート調査結果報告 ・久喜市の男女共同参画に関する現状と課題説明 ・第3次計画の体系案の審議
令和4年4月18日	○第3次計画策定に係る施策の調査(庁内照会)
令和4年4月25日	○令和4年度第1回男女共同参画行政推進会議幹事会
令和4年5月27日	○令和4年度第1回男女共同参画審議会 ・第3次計画案(構成、骨子案、体系、重点項目、目標数値)の審議
令和4年6月28日	○第3次計画に掲載する各取組みの確認等依頼(庁内照会)
令和4年8月19日	○令和4年度第2回男女共同参画審議会 ・第3次計画素案の内容の審議
令和4年9月7日	○第3次計画(素案)の確認依頼(庁内照会)
令和4年10月3日 ～令和4年11月4日	○市民意見提出制度(パブリック・コメント)の実施
令和4年11月15日	○令和4年度第1回男女共同参画行政推進会議
令和4年11月25日	○令和4年度第3回男女共同参画審議会 ・市民意見提出制度(パブリック・コメント)の実施結果について ・答申案について
令和5年1月	○令和4年度第4回男女共同参画審議会 ・答申案最終審議 ・答申
令和5年3月	○第3次久喜市男女共同参画行動計画策定

2 久喜市男女共同参画審議会委員名簿

任期:令和3年1月17日から令和5年1月16日

(五十音順)

	氏名	性別	選出母体・役職等
1	いしい あつこ 石井 敦子	女	事業者の代表者
2	いしだ みちや 石田 道哉	男	学識経験者
3	いなば としお 稲葉 敏夫	男	公募による市民
4	うえたけ さちこ 植竹 佐智子	女	事業者の代表者
5	うつみ ひろみ 内海 弘美	女	事業者の代表者
6	すぎやま しげみ 杉山 重美	男	公募による市民
7	たちかわ さとこ 立川 里子	女	学識経験者
8	なかむら きみこ 中村 喜美子	女	学識経験者
9	なかむら みえこ 中村 美恵子	女	公募による市民
10	みよし まこと 三好 誠	男	事業者の代表者

3 諮問

久権第1224号
令和4年1月28日

久喜市男女共同参画審議会会長 様

久喜市長 梅田 修



久喜市男女共同参画行動計画（第3次）について（諮問）

久喜市男女共同参画を推進する条例（平成22年条例第250号）第9条第2項の規定に基づき、久喜市男女共同参画行動計画（第3次）について、貴審議会の意見を求めます。

4 答申

令和5年1月12日

久喜市長 梅田 修 様

久喜市男女共同参画審議会
会長 稲葉 敏夫



久喜市男女共同参画行動計画（第3次）について（答申）

令和4年1月28日付け久権第1224号で諮問のあった久喜市男女共同参画行動計画（第3次）について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおり答申します。

5 男女共同参画に関する国内外の動き

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	久喜市の動き
1945年 (昭20)	○国連憲章採択	○衆院法改正(成年女子に参政権)		
1946年 (昭21)	○国連に「婦人の地位委員会」設置	○戦後初の総選挙で女性の選挙権が行使され女性国会議員39人誕生		
1947年 (昭22)		○日本国憲法施行 ○民法改正・家制度廃止		
1948年 (昭23)	○第3回国連総会で「世界人権宣言」採択			
1967年 (昭42)	○第22回国連総会で「婦人に対する差別撤廃宣言」採択			
1975年 (昭50)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議(メキシコ・シテイ)で「世界行動計画」を採択	○「婦人問題企画推進本部」発足 ○総理府婦人問題担当室設置		
1976年 (昭51)		○民法一部改正(離婚後の氏の選択自由に) ○第1回日本婦人問題会議(労働省)	○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置	
1977年 (昭52)		○国内行動計画策定 ○国立婦人教育会館が嵐山町に開館	○企画財政部に婦人問題企画室長設置 ○婦人問題庁内連絡会議設置	
1978年 (昭53)			○第1回埼玉県婦人問題協議会	
1979年 (昭54)	○第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択		○県民部に婦人問題企画室長設置	
1980年 (昭55)	○「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ○女子差別撤廃条約の署名式	○民法の一部改正(配偶者の法定相続分1/3→1/2)	○県民部婦人対策課設置 ○婦人関係行政推進会議設置 ○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定	
1981年 (昭56)	○ILO第156号条約の採択(ILO総会)(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)			
1984年 (昭59)		○国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍:父系血統主義→父母両系主義)	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	

資料編

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	久喜市の動き
1985年 (昭60)	○「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ)、「ナイロビ将来戦略」採択、NGOフォーラム開催	○「女子差別撤廃条約」批准 ○「男女雇用機会均等法」成立(施行は昭和61年) ○労働基準法一部改正(施行は昭和61年)	○「国連婦人の十年」最終年世界会議NGOフォーラムに派遣団参加	
1986年 (昭61)			○「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
1987年 (昭62)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	○婦人対策課を婦人行政課に名称変更	
1989年 (平元)		○法例一部改正(婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等)		○「第1次女性行動計画」策定【旧久喜市】
1990年 (平2)	○「ナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ○ILO第171号条約(夜業に関する)採択(ILO総会)		○「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定	
1991年 (平3)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ○育児休業法成立(施行は平成4年)	○婦人行政課を女性政策課に名称変更 ○婦人行政推進協議を女性関係推進会議に名称変更	
1992年 (平4)		○初の婦人問題担当大臣設置		
1993年 (平5)	○世界人権会議(ウィーン) ○「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)	○パートタイム労働法成立	○「埼玉女性の歩み」発行	
1994年 (平6)	○ILO第175号条約(パートタイム労働に関する)採択(ILO総会) ○国際人口・開発会議開催(カイロ)	○総理府男女共同参画室発足 ○内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置	○「1994彩の国の女性」発行	○「第2次女性行動計画」策定【旧久喜市】
1995年 (平7)	○社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ○第4回国連世界女性会議開催(北京)「行動綱領」「北京宣言」の採択	○育児・介護休業法成立 ○ILO第156号条約批准	○「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定	
1996年 (平8)		○「男女共同参画2000年プラン」策定	○「世界女性みらい会議」開催	
1997年 (平9)		○労働基準法一部改正(女子保護規定の廃止等:施行は平成11年) ○男女雇用機会均等法一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定:一部を除き平成11年施行)	○県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更 ○女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組 ○女性センター(仮称)基本構想策定	

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	久喜市の動き
1998年 (平10)			○女性センター(仮称)基本計画策定	
1999年 (平11)	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	○男女共同参画社会基本法成立 ○児童買春・児童ポルノ禁止法成立	○女性問題協議会:男女共同参画推進条例(仮称)答申	○「栗橋町男女共同参画プラン」策定【旧栗橋町】
2000年 (平12)	○女性2000年会議開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択	○「男女共同参画基本計画」策定 ○ストーカー規制法成立	○環境生活部女性政策課から総務部女性政策課に組織変更 ○男女共同参画推進条例施行 ○「彩の国国際フォーラム2000」開催 ○苦情処理機関の設置 ○訴訟支援の実施	
2001年 (平13)		○内閣府に男女共同参画局設置 ○男女共同参画会議設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立	○女性政策課を男女共同参画課に名称変更	○「第3次女性行動計画」策定【旧久喜市】 ○「わしみや男女共同参画プラン」策定【旧鷲宮町】
2002年 (平14)			○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ○埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)開設	○「男女共同参画プラン」策定【旧菖蒲町】
2003年 (平15)		○「次世代育成支援対策推進法」成立		
2004年 (平16)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	○女性チャレンジ支援事業開始	○「久喜市男女共同参画を推進する条例」施行【旧久喜市】
2005年 (平17)	○第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)開催	○「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		
2006年 (平18)		○「男女雇用機会均等法」一部改正(男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等:施行は平成19年)	○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	○「第4次男女共同参画行動計画」策定【旧久喜市】 ○「第2次栗橋町男女共同参画プラン」策定【旧栗橋町】
2007年 (平19)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画推進プラン」とする	○「第2次わしみや男女共同参画プラン」策定【旧鷲宮町】
2008年 (平20)			○総務部男女共同参画課を県民生活部男女共同参画課に組織変更 ○女性キャリアセンター開設	○「しょうぶまち男女共同参画プラン(第2次)」策定【旧菖蒲町】

資料編

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	久喜市の動き
2009年 (平21)		○女子差別撤廃委員会の総括所見公表	○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定	
2010年 (平22)	○第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催	○「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	○女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合	○久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町の1市3町が合併し、「新久喜市」誕生 ○「久喜市男女共同参画を推進する条例」制定 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2012年 (平24)	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	○産業労働部ウーマノミクス課設置 ○女性キャリアセンターをウーマノミクス課に組織変更 ○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定 ○埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加	○「久喜市男女共同参画行動計画(第1次)」女(ひと)と男(ひと)ともに輝く共生プラン」策定
2013年 (平25)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(施行は平成26年) ○「日本再興戦略」(6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる		
2014年 (平26)	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2014)開催		
2015年 (平27)	○第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合開催 ○「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択	○「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立、施行(完全施行は平成28年) ○「男女共同参画基本計画(第4次)」策定		○特定事業主行動計画(前期計画)策定

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	久喜市の動き
2016年 (平28)		○「SDGs実施指針」策定		○特定事業主行動計画を「久喜市職員子育て応援・女性職員活躍推進プラン」に改定 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2017年 (平29)			○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」策定	
2018年 (平30)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立・施行		○「第2次久喜市男女共同参画行動計画」策定
2019年 (平31/ 令元)		○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正(令和4年全面施行) ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(施行は令和2年) ○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正(施行は令和2年) ○「SDGs実施指針改定版」策定		
2020年 (令2)	○第64回国連女性の地位委員会「北京+25」開催	○「第5次男女共同参画基本計画」策定		○久喜市職員子育て応援・女性職員活躍推進プラン(後期計画)策定 ○「性的マイノリティに関する市民アンケート」実施
2021年 (令3)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行 ○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正(令和4年から段階的に施行)		○久喜市SDGs取組方針策定 ○久喜市職員子育て応援・女性職員活躍推進プラン(後期計画)改定 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」、「男女共同参画に関する中学生アンケート調査」実施 ○「久喜市パートナーシップ宣誓制度」開始

資料編

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	久喜市の動き
2022年 (令4)		<ul style="list-style-type: none"> ○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立(施行は令和6年) ○「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」成立・施行 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画(第5次)」策定 ○男女共同参画課を人権・男女共同参画課に組織変更 ○「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」成立・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「令和4年度 性の多様性に関する市民アンケート」実施
2023年 (令5)				<ul style="list-style-type: none"> ○「第3次久喜市男女共同参画行動計画」策定

6 久喜市男女共同参画を推進する条例

久喜市男女共同参画を推進する条例

平成22年9月30日
条例第250号

目次

前文
第1章 総則(第1条—第8条)
第2章 男女共同参画の推進に関する市の基本的施策(第9条—第17条)
第3章 久喜市男女共同参画審議会(第18条—第23条)
第4章 雑則(第24条)
附則

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現に向けた様々な取組がなされてきた。とりわけ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准以降、この条約を軸に施策が展開され、男女共同参画社会基本法の制定など男女平等に関する法律の整備が進められた。しかしながら、男女の自由な活動の選択を妨げる要因といわれる、性別による固定的な役割分担意識に根ざした制度や社会慣行などはいまだ残されているのが現状である。

こうした中で、久喜市は、国内外の取組と協調して様々な施策を展開し、男女共同参画の推進に取り組んできたが、久喜市には、少子高齢化の急速な進展という全国共通の課題と共に、核家族世帯率が高く、出産及び子育て期に就労を中断する女性が多いなどの状況が見受けられる。

このような状況を踏まえ、さらに将来にわたって豊かで活力あふれる久喜市を築いていくためには、男女が互いを認めあい、共にいきいきと個性と能力を発揮し、自らの意思によりあらゆる分野に参画でき、共に責任を分かち合う社会を実現することが重要である。

ここに、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画を実現した社会を目指すため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を

享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)及び事業を営む個人をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手方に不利益を与え、又は相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳を重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自らの意思により様々な活動を選択し、主体的に参画できる環境が確保されること。
- (3) 市における政策又は事業者における活動方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動及びその他の社会生活における活動に對等に参画できるようにすること。
- (5) 配偶者等に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントその他の性別による暴力(以下「性別による暴力」という。)が根絶されること。
- (6) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進に関する取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進が国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、前項に規定する基本的施策を実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

資料編

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、埼玉県及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民及び事業者と協働して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念についての理解を深め、男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に協力するよう努めなければならない。

(教育における責務)

第7条 学校教育その他の教育に携わる者は、基本理念に配慮した教育を行うように努めなければならない。

(性別による暴力の禁止等)

第8条 何人も、性別による暴力を行ってはならない。

2 市は、前項の性別による暴力の防止に努めるとともに、被害者から当該行為が行われた旨の申出があったときは、関係機関等と連携して、当該被害者等に対して適切な措置を講ずるものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する市の基本的施策

(行動計画の策定等)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する市の基本的施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるとともに、第18条の規定により設置される久喜市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを行うものとする。この場合において、第2項及び前項の規定は、行動計画の見直しについて準用する。

(啓発活動)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する啓発活動に努めるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する取組を重点的に行うため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(積極的格差是正措置)

第12条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、当該附属機関その他これに準ずるものの委員を委嘱し、又は任命するに当たっ

ては、積極的に男女の均衡を図るように努めるものとし、男女間の格差が著しく生じている場合においては、積極的格差是正措置を講ずることにより、その格差が是正されるように努めるものとする。

(市民及び事業者への支援)

第13条 市は、家族を構成する男女が、家庭生活における活動及びその他の社会生活における活動に対等に参画できるよう、必要な支援を行うように努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者の主体的な取組を支援するため、当該市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共施設における環境整備)

第14条 市は、市が設置する公共施設において、必要な設備の設置その他の男女共同参画の推進に資するための環境の整備に努めるものとする。

(事業者への働きかけ)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、第6条に規定する体制の整備について報告を求めることができる。

(苦情及び相談への対応)

第16条 市長は、行動計画の実施又は男女共同参画を推進することに影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出に対応する場合において、必要があると認めるときは、久喜市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出を受けた場合は、関係機関等と連携し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第17条 市長は、毎年1回、行動計画の実施状況を公表するものとする。

第3章 久喜市男女共同参画審議会

(設置)

第18条 男女共同参画の推進に関する事項について調査審議するため、久喜市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第19条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 第9条第2項の規定によりその権限に属させられた事項(同条第4項の規定により準用する場合を含む。)について調査及び審議をすること。

(2) 第16条第2項の規定によりその権限に属させられた事項について調査し、意見を述べること。

(3) 行動計画の実施状況について、必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べること。

(組織等)

第20条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 事業者の代表者

- (3) 学識経験を有する者
- 3 男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満にならないように努めるものとする。
- 4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。
- 5 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第21条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の審議会の会議は、市長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (部会)

第22条 審議会は、第16条第2項の規定により市長から意見を求められたときは、部会を置いて調査することができる。

- 2 部会は、部会員で組織し、部会員は委員が兼ねる。
- 3 部会の組織は、会長が審議会に諮って定める。
- (庶務)

第23条 審議会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際合併前の久喜市男女共同参画を推進する条例(平成15年久喜市条例第31号)第9条第1項の規定に基づき策定された久喜市第4次男女共同参画行動計画は、この条例の規定による行動計画が策定されるまでの間、第9条第1項の規定に基づき策定された行動計画とみなす。

7 久喜市男女共同参画を推進する条例施行規則

久喜市男女共同参画を推進する条例施行規則

平成22年9月30日
規則第248号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市男女共同参画を推進する条例(平成22年久喜市条例第250号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業者の体制整備に関する報告)

第2条 条例第15条に規定する報告を求めるときは、男女共同参画の推進状況報告書(事業所用)(様式第1号)又は男女共同参画の推進状況報告書(団体用)(様式第2号)により行うものとする。

(苦情の申出)

第3条 条例第16条第1項に規定する苦情の申出(以下「申出」という。)は、男女共同参画施策苦情申出書(様式第3号)により行うものとする。

2 申出は、次に掲げる事項については、取り扱わないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(申出に対する審議会の調査等)

第4条 久喜市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)が条例第19条第2号の規定により調査を行うときは、調査開始通知書(様式第4号)により、あらかじめ関係する市の機関に対し通知するものとする。

2 審議会が申出に関する調査を行うに際し、当該関係機関に対して資料の提出を求め、又は所属職員の出席を求めて事情を聴くときは、あらかじめ資料提出・出席要請書(様式第5号)により通知するものとする。

3 審議会が条例第19条第2号の規定により意見を述べるときは、意見具申書(様式第6号)により行うものとする。

(申出に対する適切な措置)

第5条 市長は、前条第3項の意見具申書に基づき、申出に係る施策について適切な措置を講ずることが必要と認めるときは、是正等指示命令書(様式第7号)により、関係者に指示又は要求するものとする。

(申出に対する結果の通知)

第6条 市長は、申出に関する調査経過、対応結果等について、当該申出をした者に対し、申出結果通知書(処理通知書)(様式第8号)により通知するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

8 久喜市SDGs取組方針



久喜市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

久喜市 SDGs 取組方針

令和3年7月9日

1. 策定の背景

平成27(2015)年9月に国連において、「持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）」として、17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsは、令和12(2030)年を達成年限とする全ての国が取り組むべき普遍的な目標であり、日本国内においても、SDGsの達成に向けて、国・地方自治体・民間企業など、様々なステークホルダー※1による取組みが求められています。

国では、内閣総理大臣を本部長とする「SDGs推進本部」において、平成28(2016)年12月に「SDGs実施方針（令和元年12月改定）」を策定し、埼玉県では、知事を本部長とする「埼玉県SDGs庁内推進本部」を設置するなど、SDGs達成に向けた取組みが進められているところです。

こうした情勢を踏まえ、本市でも、世界的な目標であるSDGsを達成するための各種取組を推し進めていくことが必要であることから、SDGsの推進に向けた取組方針を定めるものです。

SDGsについて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されており、これらの目標を社会・経済・環境の三側面から捉え、統合的に解決しながら「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の開発目標です。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS X 久喜市

久喜市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

2. 策定の目的

国際社会の一員として、SDGs 達成に寄与するため、本市がどのように SDGs に取り組むかを定めた基本的な方針を市内外に広く周知することで、市と市に関わる全てのステークホルダーの SDGs に対する意識・関心を高めるとともに、SDGs の理念に基づく持続可能なまちづくりを協働で推進していくことを目的とします。

3. 取組方針

SDGs の目標を達成するために、市では以下について取り組むことを宣言します！！

(1) SDGs の理念の理解浸透・普及・啓発を推進します！

SDGs の理念を広く周知するため、広報紙やホームページ等の様々な媒体を利用した情報発信を行うことや、普及・啓発を目的とした各種イベントを実施することなど、積極的な情報発信・普及・啓発に努めます。

また、市が率先して SDGs 達成に向けて積極的に取り組むため、市職員に対して研修等を実施し、SDGs の理念についての理解浸透を推進します。

(2) 市政へ SDGs の理念を反映させます！

第 2 次久喜市総合振興計画をはじめとする市で策定する各種計画について、SDGs の理念を反映させることで、各種業務を通じた全庁的な SDGs の推進に努めます。

(3) SDGs の達成に向けたあらゆるステークホルダーとの連携を図ります！

SDGs の達成に向けて、市民や企業、団体等とのパートナーシップ^{※2}に基づいた取組みに努めます。

また、既に加盟している内閣府主導の「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」や埼玉県主導の「埼玉県版 SDGs 官民連携プラットフォーム」を活用し、国・県との連携強化を図りながら、SDGs に関する情報収集にも努めます。

(参考) 用語解説

※1 ステークホルダー…市民、企業、行政、学校、市民団体などの直接的・間接的な利害関係を有する者のこと。

※2 パートナーシップ…協力関係や連携体制のこと。

9 関係法令

男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別

的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

資料編

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十

一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の

防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

資料編

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二

項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ

装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

資料編

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会することができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保

護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を

生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

資料編

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、

当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一一日法律第一一三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)

にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを

定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

資料編

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研

究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

資料編

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないうで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

資料編

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業

安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

10 用語集

行	用語	用語の説明
あ	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の頭文字を取った略称です。ICTの利活用による働き方改革や女性デジタル人材の育成等の取組みが期待されています。
	イノベーション	これまでにないアイデアや新しい考え方、価値観などを取り入れ、組織やサービス、製品などに新たな価値を生み出す変革のことをいいます。
	インクルーシブな社会	社会を構成するすべての人が、多様な属性やニーズをもっていることを前提として、性別や国籍、社会的地位や障がいの有無など、その属性によって排除されることなく、誰もが構成員の一員として、地域であたりまえに存在し、生活することができる社会のことです。インクルージョン、（社会的）包摂、包容ともいいます。
	SNS（ソーシャル・ネットワークング・サービス）	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスをいいます。
	M字カーブ	女性の労働力率の推移をグラフ化した際に、結婚や出産の時期にあたる年代に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することがアルファベットのMのような形になることをいいます。
	LGBTQ+（プラス）	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）、クエスチョニング（自分の性別をどう認識しているかの性自認や、どの性別が恋愛対象であるかの性的指向が明確でない人）のそれぞれのアルファベットの頭文字をとった言葉です。このほかにも多様な性のあり方があることを+（プラス）で表しています。
	エンパワーメント	女性のエンパワーメントとは、差別や抑圧等で力を奪われ、無力化（disempowerment）されてきた女性たちが、ジェンダー問題に気づき、自己決定する力や自ら主体的に行動する力（self-empowerment）をつけることです。
か	家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことです。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数を表します。
	国際婦人年	昭和47（1972）年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和50（1975）年を国際婦人年と定められました。
	国連婦人の十年	昭和50（1975）年の第30回国連総会において、昭和51（1976）年～昭和60（1985）年を「国連婦人の十年」とすることが宣言され、その目標を「平等・発展・平和」と定められました。

行	用語	用語の説明
か	国連婦人の地位委員会	国連経済社会理事会（Economic and Social Council）の機能委員会の一つで、昭和21（1946）年6月に設置されました。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、国連経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、国連経済社会理事会はこれを受けて、国連総会（第3委員会）に対して勧告を行います。
	固定的性別役割分担意識	性別を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。
さ	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といい、国際的にも使われています。 ジェンダー平等とは、性別にかかわらず平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくことを意味しています。
	持続可能な開発のための2030アジェンダ（持続可能な開発目標：SDGs）	平成27（2015）年9月に国連で採択された、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、令和12（2030）年を期限とする包括的な17の目標（Sustainable Development Goals）を設定しています。ゴール5では、ジェンダー平等の達成とすべての女性及び女性のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展にかかわる重要なテーマであると言われています。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成27（2015）年9月4日に公布、施行（一部平成28（2016）年4月1日施行）されました。10年間の時限立法で、基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めています。
	世界女性会議	女性の地位向上を目指して国連の主催により開かれる世界会議です。昭和50（1975）年、国連の「国際婦人年」を記念してメキシコで第1回会議が開催されました。
	セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれます。

行	用語	用語の説明
た	ダイバーシティ	「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。
	男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために、政府は男女共同参画基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとされています。 また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11(1999)年6月23日に、公布、施行されました。
	テレワーク	Tele(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語です。ICT(情報通信技術)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方です。
	デートDV	婚姻関係にない間柄において、恋人や交際相手などからふるわれる暴力のことです。身体的、性的などの暴力のほか、借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの精神的暴力もあります。
は	配偶者からの暴力(DV、ドメスティック・バイオレンス)	配偶者等(事実婚や別居中、離婚後も含む)からふるわれる暴力のことです。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれます。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13(2001)年4月13日に公布、同年10月13日に施行されました。

行	用語	用語の説明
は	フレックスタイム制	労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と仕事との調和を図りながら効率的に働くことができる制度のことです。
	北京宣言及び行動綱領	第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記しています。具体的には、(1)女性と貧困、(2)女性の教育と訓練、(3)女性と健康、(4)女性に対する暴力、(5)女性と武力闘争、(6)女性と経済、(7)権力及び意思決定における女性、(8)女性の地位向上のための制度的な仕組み、(9)女性の人権、(10)女性とメディア、(11)女性と環境、(12)女兒から構成されています。
	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいいます。 男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。 本市では、「久喜市審議会等の委員の女性の登用推進に関する要綱」第3条第3項において、審議会等の委員の男女の割合における格差が著しく生じているときは、団体に委員の推薦を依頼する場合において、女性に限定した推薦依頼を行うこと等の措置を講ずることにより、その格差是正に努めるものとする定め、審議会等の委員への女性登用を推進しています。
ま	無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	自分自身では気づいていない「無意識の偏ったものの見方」のことです。その人の過去の経験や知識などにより、何気ない発言や行動として現れます。
	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。
	メンター制度	知識や経験豊かな先輩（メンター）が、後輩に対して、キャリア形成や仕事と子育ての両立、仕事の仕方などについての相談に応じる制度のことです。
ら	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとなっています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかなど、性にかかわるすべてにおいて自ら選択する自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。
わ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	人生の各段階に応じて多様な働き方を選択できる社会に向け、自分の価値観に応じた働き方を選択し、家庭・仕事・地域生活の調和のとれた生活を送ることです。

第3次久喜市男女共同参画行動計画

発行 令和5年3月

編集 久喜市 総務部 人権推進課

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85-3

TEL:0480-22-1111 (代表)

FAX:0480-22-3319

E-mail:jinken@city.kuki.lg.jp

HP: <https://www.city.kuki.lg.jp>



久喜市公式ホームページ

この計画書は200部作成し、1部あたりの単価は924円です。



久喜市
K U K I

